

(単位 千円)

| 事 項               | 内 容  | 金 額     | 予算書ページ                |
|-------------------|--|---------|-----------------------|
| 議員共済会負担金          | 地方議会議員年金制度廃止に伴う議員共済会負担金<br>事務費負担金 (13,000円×4月1日現在の議員条例定数)<br>給付費負担金 (4月1日現在の標準報酬月額×0.336×4月<br>1日現在の議員数×12か月分)                 | 38,429  | 議 会 費<br>P58          |
| 総合事務組合負担金 (退職手当分) | 和歌山県市町村総合事務組合負担金 (退職手当分)<br>一般負担金 (特別職4人、一般職794人)<br>特別職 (給料月額×280/1000)<br>一般職 (給料月額×150/1000)<br>特別負担金 (R元年度以前の退職者に係る負担金等)   | 605,649 | 議 会 費<br>P61ほか        |
| 公共工事への電子入札方式導入    | 入札参加者の利便性向上と入札・契約業務の効率化を図るため、電子入札方式を導入する<br><br>運用開始時期 R3年10月予定  | 3,648   | 一般管理費<br>P62～P63      |
| 国への職員派遣           | 内閣府地方創生推進事務局に職員を派遣し、本市の組織活性化につながる知識や経験の養成を図る<br><br>派遣人数 1人  | 1,452   | 人事管理費<br>P63～P64      |
| 被災地への職員派遣 (新規)    | 被災地 (福島県浪江町) に職員を派遣し、復興支援を行うとともに、本市の防災、復旧・復興につながる知識や経験の養成を図る<br><br>派遣人数 1人  | 158     |                       |
| 県市職員人事交流          | 県と市の職員の相互交流を通じ、連携の緊密化及び職員の広い視野と適切な識見の養成を図る<br><br>交流人数 県及び市各1人   | 8,000   | 人事管理費<br>P64          |
| 職員研修              | 職員の能力向上を目的とし、必要な知識及び技能を修得するための各種研修を実施する<br><br>市町村職員中央研修 5人<br>市町村職員研修協議会研修 240人<br>健康講座、パソコン研修ほか 150人<br>職員自己啓発研修 予算650千円の範囲内 | 5,497   |                       |
| 公金収納システムの導入 (新規)  | 公金収納事務の効率化と経費の縮減を図るとともに、災害等による公金管理情報の喪失リスクを回避するため、公金収納システムを導入する  | 2,200   | 会計管理費<br>P65          |
| 市有林撫育事業           | 市有林経営委員会の開催 59千円<br>管理育成方法等について審議する 委員7人<br><br>森林保険の加入 4,907千円<br>加入面積 367.61ha<br><br>市有林管理業務 76千円<br>支障木除去ほか                | 5,042   | 市 有 林<br>撫 育 費<br>P66 |

(単位 千円)

| 事 項                   | 内 容  | 金 額    | 予算書ページ           |
|-----------------------|--|--------|------------------|
| 第2次総合計画後<br>期基本計画の策定  | まちづくりの基本指針である第2次田辺市総合計画の前期基本計画について、R3年度末をもって計画期間が終了することから、後期基本計画の策定に取り組む<br><br>事業期間 R2年度～R3年度   | 2,780  | 企 画 費<br>P66     |
| ふるさと田辺応援<br>寄付金の返礼    | 市外在住で寄付（ふるさと田辺応援寄付金）をされた方に対して、地域に根差した返礼品を贈る<br><br>①ふるさと情報お届け事業<br>地元情報を発信するため、年間8千円以上の寄付をされた方に対して、本市唯一の地方新聞を贈る<br><br>②ふるさとへの思いやり返礼事業<br>地域課題解決型として、年間6万円以上の寄付をされた本市出身者に対して、家族見守りサービスを提供する<br><br>③未来を担う若者からの贈り物事業<br>年間5千円以上の寄付をされた方に対して、地元高校に通う生徒たちが開発した商品を贈る | 100    |                  |
| シティプロモーション事業          | 本市の魅力や取組が注目されるよう効果的な情報発信を行う  | 10,903 | 企 画 費<br>P66～P67 |
| 事前復興計画の策定             | 南海トラフ巨大地震による大規模災害発生後のまちづくりに迅速かつ円滑に着手できるよう、事前復興計画を策定する<br><br>総事業費 13,903千円<br>事業期間 R2年度～R3年度   | 6,732  |                  |
| 姉妹都市、友好都市、和歌山県人会等との交流 | 首都圏や都市部で活躍する本市出身者や和歌山県出身者、以前から交流を深めている関係市等との積極的な交流を通じ、地域情報発信及び情報収集を行う<br><br>和歌山県人会（在京、東海、大阪、京都、堺、神戸等）<br>都市交流（堺市、相模原市等）<br>姉妹都市・友好都市（堺市、一関市、平泉町、泉南市等）   | 485    |                  |
| 大学連携事業                | 大学生みらいサポート事業<br>和歌山大学と連携し、和歌山大学の学生を対象とした若者の地元定着に向けた取組を行う<br><br>事業名称 大学生みらいサポート事業「ロカリアル」<br>事業期間 H30年度～R3年度<br>事業目的 地元に対する関心のなさや伝達のミスマッチによる、地元情報（仕事や生活等）の不足を補い、田辺を知り、興味を持ち、将来の選択肢の1つに「地元」が入るきっかけを作る  | 426    |                  |
|                       | 地域づくり調査研究事業<br>大学、地域及び行政等の連携により、地域づくり活動に必要なとなる、地域課題の抽出や解決手法の基礎的な調査・研究を行う   | 41     | 企 画 費<br>P66     |

(単位 千円)

| 事 項              | 内 容  | 金 額       | 予算書ページ                        |
|------------------|--|-----------|-------------------------------|
| 大学連携事業           | <p>大学連携地域づくり事業</p> <p>地域が抱える人口減少や過疎化に伴う様々な課題を解決するため、大学等が実施する地域や行政と連携した実践的な活動等に対して補助を行う</p> <p>事業期間 H28年度～R 4年度<br/> 補 助 率 対象事業費の1/2<br/> 補 助 額 上限100千円<br/> 助成対象 地域の持続と振興に資すると期待されるもの<br/> 学生の参加があり、1日以上宿泊を伴うもの<br/> 地域や行政との連携が認められるもの</p> | 500       | 企 画 費<br>P67                  |
| 土地開発公社補助金        | 土地開発公社の経営健全化を支援するため、土地開発公社が分譲地を売却することにより発生する分譲金額とその帳簿価格との差額を補助する   | 48,800    |                               |
| 土地開発公社貸付金        | 土地開発公社に対して、事業資金の貸付けを行う   | 1,320,000 |                               |
| 市情報の提供、発信        | <p>広報田辺、議会だよりの発行及び配布</p> <p>発行部数 35,000部</p>   | 19,408    | 広聴広報費<br>P67<br>市民生活費<br>P71  |
|                  | <p>情報発信（LINE自治体公式アカウント）業務</p> <p>LINE自治体公式アカウントにより、登録内容に応じた情報配信を行うとともに、チャット機能により各種相談への対応を行う</p>  | 2,112     | 広聴広報費<br>P68                  |
|                  | <p>情報発信（インターネット）業務</p> <p>本市の概要をはじめ、暮らし、福祉、教育、文化、産業など、まちづくりの情報を市民にきめ細やかに提供するとともに、全国に向けて「田辺」を発信する</p>   | 1,512     | 電子計算費<br>P68                  |
| 子育てワンストップサービスの実施 | 子育て世帯の利便性向上を図るため、マイナポータル上において、子育てに関するサービスの検索やオンライン申請サービスを実施する  | 366       | 電子計算費<br>P68<br>児童措置費<br>P104 |
| たなべ未来創造塾（第6期）    | <p>交流人口の増加と地域経済の活性化を図るため、地域資源の活用や地域課題の解決をビジネス手法で考える人材の育成及びビジネスモデルの創出に取り組む</p> <p>内 容 講義、塾生のディスカッション、全体演習<br/> 全13回から15回を予定<br/> 大学連携による人材育成<br/> 定 員 10人程度</p>   | 2,483     | まちづくり<br>推進事業費<br>P69         |
| 女性起業家育成事業（第2期）   | <p>新たな担い手を育成し地域経済の活性化を図るため、女性を対象とした小さな仕事を創出する起業塾を開催する</p> <p>内 容 講義、ディスカッション、全体演習など全6回<br/> 定 員 10～15人程度</p>   | 678       |                               |

(単位 千円)

| 事 項                | 内 容   | 金 額   | 予算書ページ                      |
|--------------------|---|-------|-----------------------------|
| まちづくり推進事業          | <p>みんなでまちづくり補助金<br/>市民による主体的なまちづくりを推進するため、市民団体が行う公益的事業に対して補助を行う</p> <p>補助対象 地域の課題解決に取り組む公益事業<br/>地域の活性化に寄与するイベントなど</p> <p>補 助 率 対象経費の1/2以内</p> <p>補 助 額 上限500千円<br/>          上限100千円 小額枠</p>   | 4,500 | まちづくり<br>推進事業費<br>P69       |
|                    | <p>市民活動センターの運営<br/>本センターを市民活動の総合的な拠点とし、市民による非営利公益活動の促進を図り、行政との協働を推進する</p> <p>業務内容 情報収集、情報提供、相談など</p> <p>設置場所 市民総合センター2階</p>   | 3,300 |                             |
| 魅力的で活力あふれる龍の里づくり事業 | <p>龍神地域の特性を生かした「人」と「もの」に関わる取組を推進し、産業の振興及び移住・定住施策の充実を図るため、市と地域が連携し各種取組を行う</p> <p>事業期間 H30年度～R3年度</p> <p>総事業費 15,400千円</p> <p>事業内容 (市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学連携による調査・研究<br/>(龍の里づくり委員会)</li> <li>・実行委員会及び企画部会の開催</li> <li>・情報発信事業</li> <li>・龍神ブランド活用事業</li> </ul> | 4,500 |                             |
| 移住定住推進事業           | <p>地域が主体となった公益性の高い活動を支援し、地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊員を派遣する</p> <p>派遣隊員数 2人</p>   | 7,743 | 移 住 定 住<br>推 進 費<br>P69～P70 |
|                    | <p>定住支援協議会補助金<br/>都市部からの人口流入を促進するため、田舎暮らし希望者に対して本市の地域情報や空き家情報を提供するとともに、定住促進のための受入れ体制の充実に取り組む</p>  | 500   | 移 住 定 住<br>推 進 費<br>P70     |
|                    | <p>移住支援事業費補助金（拡充）<br/>東京圏からの移住を促進し、市内各地域の振興を図るため、本市へ移住する者に対して補助を行う</p> <p>対象地域 田辺市全域</p> <p>対 象 者 東京23区で5年以上就業又は在住した者で、<br/>県の就活支援サイトに登録している企業に採用されたもの又は県の起業補助金の交付決定を受けたもの</p> <p>補 助 額 定額・上限 1,000千円</p> <p>(拡充内容)<br/>東京圏在住の会社員が本市へ移住し、引き続き業務をテレワークで実施する場合についても、補助の対象に追加</p>          | 4,000 |                             |

(単位 千円)

| 事 項      | 内 容  | 金 額   | 予算書ページ               |
|----------|--|-------|----------------------|
| 移住定住推進事業 | <p>移住者起業支援補助金</p> <p>本市への移住を促進し、市内各地域の振興を図るため、県外から市内に移住し、起業する者に対し、起業費用の一部を補助する ※県補助への上乗せ補助金</p> <p>対象地域 旧田辺市以外の地域及び旧田辺市における山村振興法の振興山村地域（秋津川、長野、上野、伏菟野）</p> <p>対象事業 県補助事業の審査会を経て補助されることが決定した事業</p> <p>補 助 率 事業費から県補助金（3/4・上限 3,000千円）を除いた額の1/2</p> <p>補 助 額 上限500千円</p> | 1,500 | 移住定住<br>推 進 費<br>P70 |
|          | <p>地域おこし協力隊起業支援補助金</p> <p>地域おこし協力隊員の任期終了後における本市への定住及び地域活性化を促進するため、地域おこし協力隊員の起業に対して補助を行う</p> <p>対 象 者 地域おこし協力隊員の任期終了の日から起算して、前後1年以内に起業する者</p> <p>対象事業 地域おこし協力隊員が市内で起業する事業</p> <p>補 助 額 上限1,000千円</p>  | 3,000 |                      |
|          | <p>移住推進空き家改修支援事業費補助金</p> <p>本市への移住及び空き家の利活用を推進するため、県外からの移住に際して、空き家改修に係る費用を補助する</p> <p>対象地域 旧田辺市以外の地域及び旧田辺市における山村振興法の振興山村地域（秋津川、長野、上野、伏菟野）</p> <p>対 象 者 空き家の所有者及び借主</p> <p>補 助 率 事業費から県補助金を除いた額の1/2<br/>事業費上限2,400千円<br/>補助金上限1,600千円<br/>ただし、県補助がある場合は上限800千円</p>      | 7,200 |                      |
|          | <p>まちなか移住推進空き家活用事業</p> <p>本市への移住及び空き家の利活用を推進するため、県外からの移住に際して、空き家改修に係る費用を補助する</p> <p>対象地域 秋津川、長野、上野、伏菟野地区を除く旧田辺市内</p> <p>対 象 者 空き家の所有者及び借主</p> <p>補 助 率 2/3</p> <p>補 助 額 上限800千円</p>  | 4,000 |                      |

(単位 千円)

| 事 項       | 内 容  | 金 額     | 予算書ページ           |
|-----------|--|---------|------------------|
| 人権推進事業    | <p>人権教育・啓発の推進<br/>人権施策基本方針に沿った取組を進める<br/>人権キャラクターや標語を活用した啓発、人権フェスティバルや講演会の開催など</p> <p>男女共同参画の推進<br/>男女共同参画プランに沿った取組を進める<br/>女性電話相談の実施、男女共同参画に関する講演会・講座等の企画及び開催、その他啓発活動など</p> | 14,009  | 人権推進費<br>P70～P71 |
| 市民生活対策    | <p>市民法律相談事業<br/>住民生活におけるトラブル等に対し、弁護士による無料の法律相談を行う</p> <p>本 庁 年36回<br/>行政局 年 8 回（4 か所×2 回）</p>  | 1,473   | 市民生活費<br>P71     |
|           | <p>地方消費者行政強化交付金事業<br/>消費者被害の未然防止や被害拡大防止等に資するため、消費生活専門相談員を配置する</p>  | 1,496   |                  |
| 交通対策事業    | <p>住民バスの運行<br/>地方バス路線運行維持対策で対応できない地域の交通対策<br/>龍 神 管内 3 路線 中辺路 管内 6 路線<br/>大 塔 管内 3 路線 本 宮 管内 7 路線</p>  | 37,300  |                  |
|           | <p>地方バス路線運行維持対策費補助金<br/>住民の日常生活に必要な生活路線バスの運行を維持するため、バス事業者へ運行経費の補助を行う<br/>国庫補助対象路線 5 路線<br/>国庫補助対象外路線 7 路線</p>  | 110,000 | 市民生活費<br>P72     |
| 防犯対策事業    | <p>防犯灯設置補助金<br/>町内会等が行うLED防犯灯の設置に対して補助を行う</p> <p>1 灯当たり補助上限 20千円</p>   | 2,000   |                  |
|           | <p>防犯カメラ設置補助金<br/>地域における自発的な防犯活動を支援するため、町内会等が行う防犯カメラの設置に対して補助を行う</p> <p>補 助 率 設置費用の1/2以内<br/>補 助 額 1 台当たり上限 200千円</p>  | 2,000   |                  |
| 町内会等活性化対策 | <p>町内会等活性化事業費補助金<br/>地域の活性化を図るため、町内会等自治組織が行う自治組織への加入促進、役員の担い手不足解消及び自治組織活動への参加を促すための取組等に対して補助を行う</p> <p>補 助 率 2/3以内<br/>補 助 額 上限100千円</p>                                     | 1,000   |                  |

(単位 千円)

| 事 項    | 内 容  | 金 額   | 予算書ページ           |
|--------|--|-------|------------------|
| 防災対策事業 | 防災会議の開催<br>地域防災計画等の内容について協議を行う<br>委員40人（うち報酬支給委員15人）   | 98    | 防災対策費<br>P72     |
|        | 国民保護協議会の開催<br>国民保護計画の内容について協議を行う<br>委員38人（うち報酬支給委員14人）   | 91    |                  |
|        | 災害用備蓄品の購入<br>南海トラフ巨大地震等の大規模災害への備えとして備蓄を強化するとともに、災害対応で消費した備蓄品を補充する<br><br>R 3年度 防水シート1,000枚、クラッカー5,000食<br>梅干し1,000食、液体ミルク120缶<br>組立式簡易トイレ230基  | 4,500 |                  |
|        | 防災訓練<br>防災訓練の実施<br>市内をA・B・Cの3地区に分け、毎年持ち回りで避難・消火・救急救命等の各種訓練を実施する<br>B地区 田 辺：秋津谷、三栖谷<br>龍 神：龍神<br>中辺路：二川<br>大 塔：富里<br>本 宮：本宮<br><br>避難所運営訓練の実施<br>災害時の避難所を想定したテント設置や炊き出し、安否確認等の訓練を実施する   | 1,264 | 防災対策費<br>P72～P73 |
|        | 家具転倒防止金具等取付事業<br>地震発生時の家具転倒等の防止措置を講じ、高齢者及び障害者の生命及び財産を守る<br><br>対 象 者 65歳以上の高齢者又は身体障害者手帳等を所持している障害者で金具の取付けが困難な世帯<br>事業内容 1世帯当たり家具3台まで<br>金具取付代 1世帯当たり4,000円<br>(金具代は自己負担)<br>R 3年度 25世帯 | 100   | 防災対策費<br>P73     |
|        | 木造住宅耐震診断委託料<br>地震による倒壊のおそれの有無を把握するため、木造住宅の耐震診断を実施する<br><br>対 象 H12年5月31日以前に着工した木造住宅<br>48,000円/棟（国1/2、県1/4、市1/4）<br>R 3年度 200棟   | 9,600 |                  |

(単位 千円)

| 事 項    | 内 容  | 金 額   | 予算書ページ       |
|--------|--|-------|--------------|
| 防災対策事業 | <p>津波避難計画（地区計画）の策定<br/>巨大地震による被害軽減を図るため、住民参加型のワークショップを開催し、地域の実情に応じた地区別の津波避難計画を策定する</p> <p>対象地区 津波災害警戒区域内の自主防災組織等68組織<br/>実施年度 H30年度～R 3年度<br/>R 3年度 中部、三栖谷</p>   | 8,000 | 防災対策費<br>P73 |
|        | <p>移動系防災行政無線機の更新<br/>R 4年11月30日までの使用期限となっている旧規格無線機を計画的に更新する</p> <p>R 3年度 10台</p>   | 3,000 |              |
|        | <p>自主防災組織育成事業費補助金<br/>住民参加による自主防災活動を推進するため、防災活動に必要な資機材の整備、組織運営、避難路整備等に対し補助を行う</p> <p>補助対象 自治会等の単位で組織した自主防災組織<br/>補助額等 ①組織結成時の資機材（救助機材等）の整備<br/>（世帯数×1,000円+50,000円）×80%</p> <p>結成後5年を経過した場合の資機材（救助機材等）の整備及び更新<br/>事業費×1/2（上限 50,000円）</p> <p>②組織運営（防災訓練等）<br/>事業費×1/2（上限 15,000円）</p> <p>③資機材の修理<br/>事業費×1/2（上限 25,000円）</p> <p>④避難路整備<br/>事業費×80%（上限 800,000円）<br/>※原材料のみは100%</p> <p>市又は自主防災組織が整備した避難路の維持管理経費<br/>事業費×1/2（上限 25,000円）</p> <p>市又は自主防災組織が整備した避難路への誘導標識設置<br/>事業費×1/2（上限 25,000円）</p> <p>⑤防災倉庫整備<br/>事業費×1/2（上限 200,000円）</p> <p>⑥防災士資格取得費用<br/>教本、試験料、登録料の実費</p> | 3,600 |              |

(単位 千円)

| 事 項          | 内 容   | 金 額     | 予算書ページ                                   |
|--------------|---|---------|--|
| 防災対策事業       | <p>生き抜く力を育む防災教育の実施<br/>学校における津波防災教育環境を整備するとともに、学校から保護者（家庭）、地域へと防災教育効果の波及を促進する</p> <p>委 託 先 株式会社アイ・ディ・エー<br/>事業内容 教職員等を対象とした防災講演会<br/>津波及び洪水・土砂災害のための防災教育の手引づくり<br/>防災教育の手引を活用した研究授業<br/>防災教育担当者会議の開催<br/>R 3年度 沿岸、中山間、山間部の各ブロックにおいて研究授業</p>                                     | 2,992   | 防災対策費<br>P73                             |
| 地域情報化の推進     | <p>住民が自由に利用できるよう、集会所等のインターネット接続環境を提供する</p> <p>龍神・中辺路・本宮地域で3か所</p>   | 136     | 地域情報化<br>推 進 費<br>P74<br>公 民 館 費<br>P186 |
| ケーブルテレビの運営   | <p>龍神・中辺路・大塔地域のケーブルテレビを運営し、地域住民にテレビ、ラジオ、インターネット等の放送・情報通信サービスを提供する</p> <p>加入世帯 約4,200世帯<br/>うちインターネット利用世帯 約1,200世帯</p>   | 60,532  | 地域情報化<br>推 進 費<br>P74                    |
| 地籍調査事業       | <p>S 62年度から実施 全体939.99km<sup>2</sup><br/>調査完了332.33km<sup>2</sup> 進捗率35.35% (R 2年度末予定)</p> <p>R 3年度実施面積 17.75km<sup>2</sup><br/>(新規) 10地区 8.07km<sup>2</sup><br/>目良、龍神村甲斐ノ川、中辺路町西谷・真砂、西大谷、本宮町大津荷・小津荷ほか<br/>(継続) 13地区 9.68km<sup>2</sup><br/>天神崎、龍神村宮代、中辺路町北郡、木守、本宮町静川・蓑尾谷ほか</p> | 269,159 | 地 籍 調 査<br>事 業 費<br>P78～P79              |
| 国際交流事業       | <p>国際交流推進 5,208千円<br/>市民の国際交流及び国際理解の推進を目的とした出前講座や、在留外国人のための日本語学習支援事業などを実施</p> <p>国際交流推進補助金 600千円<br/>国際交流センター運営 2,063千円</p>   | 7,871   | 国 際 交 流<br>事 業 費<br>P79                  |
| 地方税電子申告受付の実施 | <p>自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、地方税の届出ができる地方税電子申告総合窓口（エルタックス）を活用し、申告受付等を行う</p> <p>①法人市民税、固定資産税（償却資産）、個人住民税（給与支払報告書等）<br/>②法人の設立・異動届、特別徴収事業所の所在地・名称変更届</p>  | 6,073   | 賦 課 費<br>P81～P82                         |

(単位 千円)

| 事 項                            | 内 容  | 金 額    | 予算書ページ                             |
|--------------------------------|--|--------|------------------------------------|
| 固定資産税課税客<br>体調査の実施             | 本市の固定資産税（土地）の課税客体を適確かつ効果的に把握し、客観的で均衡の取れた評価額を算定する<br><br>総事業費 59,400千円<br>事業期間 R3年度～R5年度  | 15,500 | 賦 課 費<br>P81                       |
| 納税者の利便性向<br>上に向けた取組            | 納税者の利便性向上や事務の効率化を図るため、コンビニエンスストアやキャッシュレス決済サービスによる収納を実施する<br><br>対象税目 市県民税、固定資産税、軽自動車税<br>(国民健康保険税は、別途、国民健康保険事業特別会計で対応)           | 3,570  | 徴 税 費<br>P82                       |
| 口座振替収納の推<br>進                  | 納税者の利便性向上と口座振替の推進を図るため、市の窓口でキャッシュカードによる口座振替即日登録サービスを実施する<br><br>対象税目 市県民税、固定資産税、軽自動車税<br>(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、別途、各特別会計で対応) | 303    |                                    |
| 和歌山地方税回収<br>機構負担金              | 収納率向上と公平負担の確保のため、県下全市町村で組織する本機構において困難事案や大口案件の共同処理を行う<br>負担金内訳<br>(実績割2,818千円、基礎割500千円、件数割2,880千円)                                | 6,198  |                                    |
| 個人番号カードの<br>交付（拡充）             | 社会保障・税番号制度により導入された個人番号カードの交付等を行う<br>(拡充内容)<br>交付申請手続の時間短縮など住民サービスの向上を図るため、オンライン申請補助端末を導入する                                       | 43,741 | 戸 籍 住 民<br>基本台帳費<br>P83～P84        |
| 住民票の写し及び<br>印鑑登録証明書の<br>コンビニ交付 | 利便性の高い住民サービスを提供するため、社会保障・税番号制度の個人番号カードの活用により、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付する   | 7,714  |                                    |
| 市長・市議会議員<br>選挙                 | 市長選挙<br>任期満了日 R3年5月21日<br>選挙期間 7日<br>公選定数 1人<br>任 期 4年<br>市議会議員選挙<br>任期満了日 R3年5月21日<br>選挙期間 7日<br>公選定数 22人<br>任 期 4年             | 84,778 | 市 長 ・<br>市議会議員<br>選 挙 費<br>P85～P87 |
| 衆議院議員選挙                        | 衆議院議員選挙<br>任期満了日 R3年10月21日<br>選挙期間 12日<br>公選定数 1人<br>任 期 4年  | 54,000 | 衆 議 院 議<br>員 選 挙 費<br>P87～P88      |

(単位 千円)

| 事 項                  | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ                 |
|----------------------|---|--------|------------------------|
| 生活困窮者の支援             | <p>生活困窮者を早期に発見し、問題が複雑化・深刻化する前に自立できるよう支援を行う</p> <p>自立相談支援事業<br/>生活全般に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等</p> <p>住居確保給付金<br/>離職等により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の給付金を支給</p> <p>就労準備支援事業<br/>就労に必要な訓練を日常生活及び社会生活自立段階から有期で実施</p> <p>一時生活支援事業<br/>住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等</p> <p>家計改善支援事業<br/>家計に関する相談、指導及び貸付けのあっせん等</p> <p>学習支援事業<br/>生活困窮家庭等の子供への学習支援</p> | 26,940 | 社会福祉<br>総務費<br>P91～P92 |
| 地域福祉の推進              | <p>地域福祉計画の改訂<br/>第3次地域福祉計画がR3年度末をもって終了することから、地域の福祉ニーズの変化を反映し、地域福祉計画を改訂する</p> <p>事業期間 R2年度～R3年度</p>  | 1,790  |                        |
|                      | <p>地域保健福祉推進補助金<br/>補助対象</p> <p>①在宅保健福祉等の普及及び向上に関する事業<br/>②健康づくり及び生きがいがづくりの推進に関する事業<br/>③ボランティア活動の活発化に関する事業<br/>④団体が地域において高齢者等の保健福祉の増進のために行う先導的事业（田辺市地域福祉計画の内容に沿った事業など）</p> <p>補助額<br/>①補助対象経費に相当する額<br/>②1事業当たり1,000千円を限度</p>   | 2,000  | 社会福祉<br>総務費<br>P92     |
| 社会福祉法人田辺市社会福祉協議会への支援 | 社会福祉法人田辺市社会福祉協議会補助金<br>対象事務局職員 20人  | 83,600 |                        |
| 民生児童委員協議会補助金         | <p>民生委員法・児童福祉法に定められた任務の遂行と民生委員・児童委員としての相談技術の向上及び活動の充実並びに協議会の円滑な運営を図るために補助を行う</p> <p>また、民生委員・児童委員と連携した見守り活動等を行うボランティアとして地域見守り協力員を継続して設置する</p> <p>民生委員・児童委員 268人（定数）<br/>地域見守り協力員 100人（予定人数）</p>  | 25,166 |                        |

(単位 千円)

| 事 項                    | 内 容  | 金 額     | 予算書ページ   |                       |
|------------------------|--|---------|--|-----------------------|
| 社会福祉施設等整備事業<br>利子補給補助金 | 補助対象 社会福祉施設等の整備のために独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る償還利子<br>利子補給額 借入残額の2.5%相当額（介護老人保健施設以外の社会福祉施設等）又は1.5%相当額（介護老人保健施設）で、利子補給率が50%を超える場合は50%が限度 | 6,144   | 社会福祉<br>総務費<br>P92<br>児童福祉費<br>P102<br>老人福祉費<br>P108 |                       |
| 障害者福祉対策事業<br>(自立支援給付)  | 補装具費<br>障害によって失われた機能を補うための、補装具の購入・修理・借受け費を支援する   | 25,000  | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P95                                |                       |
|                        | 障害者短期入所費<br>障害者を介護している家族の疾病等により短期間の宿泊による入所が必要な場合、施設での入浴、排せつ、食事等のサービスを提供する<br>対象事業所 12事業所（うち田辺6事業所）                                   | 70,000  |  |                       |
|                        | 障害者居宅介護費<br>日常生活に支障のある障害者の介護及び家事等のサービスを提供する<br>対象事業所 28事業所（うち田辺21事業所）  | 135,000 |  |                       |
|                        | 施設支援費<br>障害者支援施設を利用している障害者に対して、介護及び訓練等のサービスを提供する<br>対象事業所 18事業所（うち田辺5事業所）  | 272,000 |  |                       |
|                        | 就労継続支援給付費<br>民間の事業所に雇用されることが困難な障害者が、生産活動等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図り、一般就労に向けて必要な訓練を行うことを支援する<br>対象事業所 50事業所（うち田辺22事業所）                 | 667,000 |  | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P96 |
|                        | 就労移行支援給付費<br>就労を希望する障害者（65歳未満）に対する生産活動等の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことを支援する<br>対象事業所 7事業所（うち田辺1事業所）                          | 17,000  |  |                       |
|                        | 就労定着支援給付費<br>就労移行後の就労定着に向け、障害者との相談を通じ、生活面の課題把握を行うとともに、企業等との連絡調整や利用者への指導・助言など必要となる支援を行う<br>対象事業所 3事業所（うち田辺3事業所）                       | 1,100   |  |                       |
|                        | 共同生活援助費<br>障害者が共同生活を営んでいる住居で、主に夜間に相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他日常生活上の支援を行う<br>対象事業所 29事業所（うち田辺8事業所）   | 290,000 |  |                       |

(単位 千円)

| 事 項                   | 内 容   | 金 額     | 予算書ページ                |
|-----------------------|---|---------|-----------------------|
| 障害者福祉対策事業<br>(自立支援給付) | 生活介護サービス費<br>常時介護が必要な障害者に対して、施設において入浴、排せつ及び食事の介護等のサービス並びに創作活動及び生産活動等の機会を提供する<br>対象事業所 34事業所 (うち田辺9事業所)            | 766,000 | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P96 |
|                       | 自立訓練費<br>障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練等を提供する<br>対象事業所 2事業所 (うち田辺1事業所)                      | 18,000  |                       |
|                       | 自立生活援助サービス費<br>安心して地域で生活することができるよう、定期訪問を行うほか、必要な相談や助言などを行う<br>対象 障害者支援施設等から一人暮らしへと移行する知的障害者や精神障害者等                | 200     |                       |
|                       | 重度訪問介護費<br>自宅において入浴、排せつ及び食事の介護等のサービス並びに外出時における移動の介護を総合的に行う<br>対象 重度の障害があり、常時の介護を必要とする障害者<br>対象事業所 2事業所 (うち田辺1事業所) | 1,100   |                       |
|                       | 同行援護費<br>外出時に同行し、移動に必要な情報提供及び移動の援護等を行う<br>対象 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等<br>対象事業所 6事業所 (うち田辺6事業所)                    | 7,200   |                       |
|                       | 療養介護費<br>医療及び常時の介護が必要な障害者に対して、療養介護を提供する<br>対象 18歳以上で病院併設の重症心身障害児・者施設への入所者<br>対象事業所 3事業所                           | 102,000 |                       |
|                       | サービス等利用計画相談支援給付費<br>サービス利用計画の作成、支給決定後の計画の見直し(モニタリング)を行う<br>対象事業所 33事業所 (うち田辺11事業所)                                | 48,000  |                       |
|                       | 地域相談支援給付費<br>地域へ移行するための活動に関する相談を行う<br>対象 施設や病院に入所等をしている障害者<br>対象事業所 2事業所 (うち田辺2事業所)                               | 200     |                       |
| 障害者福祉対策事業<br>(自立支援医療) | 更生医療費<br>日常生活、職業生活に適合できるよう、身体の機能障害の軽減又は改善を行うための医療費を給付する<br>対象 18歳以上の身体障害者手帳所持者                                    | 110,000 | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P95 |

(単位 千円)

| 事 項                      | 内 容   | 金 額     | 予算書ページ                |
|--------------------------|---|---------|-----------------------|
| 障害者福祉対策事業<br>(自立支援医療)    | 育成医療費<br>確実な治療効果が期待できるものに医療費を給付する<br>対象 身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)                    | 1,800   | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P96 |
|                          | 療養介護医療費<br>医療及び常時の介護を必要とする障害者に医療を提供する<br>対象 18歳以上で病院併設の重症心身障害児・者施設への入所者                                     | 27,000  |                       |
| 障害者福祉対策事業<br>(障害児入所給付費等) | 児童発達支援給付費<br>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を支援する<br>対象 就学前児童<br>対象事業所 5事業所(うち田辺2事業所)                 | 50,000  | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P93 |
|                          | 医療型児童発達支援給付費<br>理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を行う<br>対象 就学前の肢体不自由児  | 100     |                       |
|                          | 居宅訪問型児童発達支援サービス費<br>居宅訪問により発達支援を行う<br>対象 外出が困難な重度の障害児<br>対象事業所 1事業所   | 440     |                       |
|                          | 肢体不自由児通所医療費<br>医療型児童発達支援給付のうち、治療に係る給付を行う  | 60      |                       |
|                          | 放課後等デイサービス費<br>生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進<br>その他必要な支援を行う<br>対象 就学している障害児<br>対象事業所 18事業所(うち田辺6事業所)           | 209,000 |                       |
|                          | 保育所等訪問支援給付費<br>障害児施設の職員等が保育所や児童養護施設等を訪問し、障害児が集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う<br>対象 保育所等へ通う障害児<br>対象事業所 2事業所(うち田辺1事業所) | 600     |                       |
|                          | 障害児相談支援給付費<br>児童福祉法に基づく「障害児相談支援事業者」により、障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画を作成する<br>対象事業所 8事業所(うち田辺3事業所)               | 10,000  |                       |
| 障害者福祉対策事業<br>(地域生活支援事業)  | 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の配置<br>障害者及びその保護者からの相談に応じ、更生等に必要な指導、助言等を行う<br><br>身体障害者相談員 12人<br>知的障害者相談員 6人             | 324     |                       |

(単位 千円)

| 事 項                     | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ                |
|-------------------------|---|--------|-----------------------|
| 障害者福祉対策事業<br>(地域生活支援事業) | <p>障害者相談支援事業（拡充）</p> <p>西牟婁圏域（田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町）による基幹相談支援センターを設置し、障害児・者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を強化し、総合的な支援を行う</p> <p>（拡充内容）</p> <p>相談支援事業の専門員を4人増員し、圏域拠点化する</p> <p>委託先 社会福祉法人田辺市社会福祉協議会<br/>社会福祉法人ふたば福祉会<br/>社会福祉法人やおき福祉会<br/>社会福祉法人和歌山県福祉事業団</p> | 38,800 | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P94 |
|                         | <p>移動支援事業</p> <p>地域での自立した社会生活を促進するため、外出時の移動が困難な障害者の支援を行う</p> <p>対象事業所 10事業所</p>   | 3,100  |                       |
|                         | <p>地域活動支援センター運営事業</p> <p>障害者に対して創作、生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流活動を図るサービスを提供する</p> <p>対象事業所 社会福祉法人やおき福祉会</p> <p>基礎的事業 創作的活動、生産活動、社会との交流促進等の事業を実施</p> <p>機能強化事業 運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所等の支援を充実</p>   | 7,900  |                       |
|                         | <p>日中一時支援事業</p> <p>社会に適応する日常的な訓練等を支援するとともに、介護している家族が一時的に休息できるよう、障害者の日中における活動の場を提供する</p> <p>対象事業所 14事業所</p>  | 32,000 |                       |
|                         | <p>視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業</p> <p>視覚障害者の情報収集の保障及び意思疎通の円滑化を図るため、代読・代筆奉仕員派遣事業を実施する</p> <p>奉仕員の業務</p> <p>①公共機関からの郵便物等や生活上必要不可欠な説明書等の代読</p> <p>②公共機関への申請等の代筆ほか</p> <p>利用対象者</p> <p>単身世帯又はこれに準ずる家族構成で在宅生活をする身体障害者手帳1級を所持する視覚障害者</p>                            | 720    |                       |
|                         | <p>発達相談支援事業</p> <p>臨床心理士が、障害児・者、家族、関係者からの発達相談を受け、必要な助言等を行うとともに、必要に応じてソーシャルスキルトレーニングを実施し、相談者の日常生活や社会生活の技能向上を図る</p> <p>事業内容 発達相談、助言等 年89日<br/>ソーシャルスキルトレーニング等 年12日</p>  | 4,101  |                       |

(単位 千円)

| 事 項                     | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ                    |
|-------------------------|---|--------|---------------------------|
| 障害者福祉対策事業<br>(地域生活支援事業) | 知的障害者等意思疎通支援者派遣事業<br>知的障害又は精神障害があり、他の者と意思の疎通が困難な障害者の情報収集の保障、意思疎通の円滑化等を図るため、支援を行う者を派遣する<br><br>対象範囲<br>①公共機関窓口等で諸手続を行う場合<br>②通院により医療機関で診察等を受ける場合<br>③保護者として学校教育における授業参観等に出席する場合ほか  | 156    | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P94     |
|                         | 理解促進研修・啓発事業<br>市民が障害及び障害児・者に関する理解を深め、障害児・者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図るため、研修会や啓発事業を行う<br><br>事業内容<br>①障害特性の解説、手話や介護等の実践、障害特性に対応した福祉用具等の使用等に関する教室等の開催<br>②障害福祉サービス事業所等への訪問による地域住民と障害児・者や事業所職員との交流活動<br>③多くの住民が参加できるような形態による有識者による講演会や障害児・者と実際に触れ合うイベントの開催ほか | 300    |                           |
|                         | 障害者生活訓練等事業<br>地域生活への移行又は定着を進めるに当たり、日常生活上必要な訓練を行うため、緊急的に日中活動サービス等を提供する<br><br>事業内容<br>①入院患者等地域移行支援<br>②在宅障害者等地域定着支援  | 200    |                           |
|                         | 手話奉仕員等養成研修事業<br>聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術等の習得を支援する<br><br>事業内容<br>R 3年度 入門課程 全24講座 (1講座90分)<br>(R 4年度に基礎課程を実施予定)  | 392    | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P93～P94 |
|                         | 日常生活用具費 (拡充)<br>重度障害児・者及び難病患者等を対象に、日常生活用具の給付を行う<br>(拡充内容)<br>①支給対象者の見直し<br>紙おむつの給付対象条件を後天的な障害についても対象とすることで、原因疾病等に左右されることなく制度の利用ができるよう変更を行う<br>②基準額の引上げ<br>入浴担架 現行82,400円 改定後300,000円<br>便器 (手すり付き) 現行 9,850円 改定後 23,000円  | 30,000 | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P95     |

(単位 千円)

| 事 項                       | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ                    |
|---------------------------|---|--------|---------------------------|
| 障害者福祉対策事業<br>(地域生活支援事業)   | 在宅血液透析機器設置工事費助成事業<br>自立した生活の維持及び促進を図るため、透析患者が在宅で血液透析を行う場合に必要となる住宅の改修費用に対し助成を行う<br>対 象 水道及び電気工事に要する費用  | 180    | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P96     |
| 障害者福祉対策事業<br>(その他障害者支援事業) | 障害支援区分認定等審査会の共同設置<br>障害支援区分を認定する市町審査会を西牟婁圏域（田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町）で共同設置する<br>負担割合 均等割20%、人口割80%<br>審査委員 5人×2合議体  | 7,762  | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P93～P94 |
|                           | 重度障害者等福祉年金<br>年 額 28,500円<br>対象者 ①20歳未満の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者<br>②20歳以上の身体障害者手帳1級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者   | 36,000 | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P93     |
|                           | 就労支援施設通所交通費補助金<br>在宅の障害者が障害者就労支援施設に通所するために要する費用に対して補助を行う  | 5,200  | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P95     |
|                           | 人工透析通院交通費補助金<br>適正な医療の確保を図るため、透析患者の通院交通費に対し補助を行う（龍神・本宮地区）<br>助成額 実費支給<br>（バス代、自家用車はガソリン代相当額）<br>対象者 龍神 5人、本宮 1人   | 900    |                           |
|                           | 自立支援協議会負担金<br>西牟婁圏域で設置している自立支援協議会の運営を充実するため、会議や研修会の開催、広報などを実施する   | 904    |                           |
|                           | 福祉手当<br>障害児福祉手当<br>対象者 在宅で身体障害者手帳1級程度の障害があり、日常生活で常時の介護を要する20歳未満の者<br>支給額 月額 14,880円（支給制限あり）<br>経過的福祉手当<br>対象者 S61年4月以前の旧法による福祉手当受給者<br>支給額 月額 14,880円（支給制限あり） | 8,800  |                           |
|                           | 特別障害者手当<br>対象者 20歳以上であって、著しく重度の障害の状態にあるため、日常で常時の介護を必要とする者<br>支給額 月額 27,350円（支給制限あり）   | 28,000 |                           |
| 自殺予防対策                    | ゲートキーパーの養成（新規）<br>自殺の可能性が高い人を早期に発見し、対応を図るため、自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の養成講座を開催する   | 57     | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P93     |

(単位 千円)

| 事 項               | 内 容   | 金 額     | 予算書ページ                |
|-------------------|---|---------|-----------------------|
| 福祉定住促進事業          | <p>障害福祉サービス従事者福祉定住促進事業</p> <p>過疎地域で不足している障害福祉事業従事者の確保とU・Iターン希望者の定住を促進するため、市が定める地域に移住し、市の指定する事業所の業務に従事する者を対象に、必要な資格取得のための研修費用等を助成する</p> <p>生活費助成 2人<br/>介護職員初任者研修又は社会福祉主事資格認定通信課程受講料助成 2人</p>  | 690     | 障 害 者<br>福 祉 費<br>P95 |
| 幼児教育の無償化          | <p>消費税率引上げ分を財源として幼児教育の無償化を行う</p> <p>対 象 者    3歳から5歳までの幼児<br/>              0歳から2歳までの幼児(市民税非課税世帯)</p> <p>対象施設    ①幼稚園                    ②保育所<br/>              ③認定こども園        ④認可外保育施設等</p>   | —       | —                     |
| 多子世帯の保育料及び副食費の無償化 | <p>多子世帯の経済的負担を軽減するため、3～5歳児は第3子以降の副食費を、0～2歳児は第2子以降の保育料の無償化を行う</p> <p>所得制限    第2子            市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯<br/>              第3子以降    所得制限なし</p>   | —       | —                     |
| 児童福祉対策事業          | <p>家庭児童相談事業</p> <p>家庭における児童養育に関する相談・支援業務を行う</p> <p>家庭児童相談室</p> <p>受付日時    月曜日～金曜日    AM9:00～PM5:00</p>  | 7,208   | 児童福祉費<br>P101～P103    |
|                   | <p>小学校低学年児童の放課後健全育成事業</p> <p>定員</p> <p>西部学童保育所    田辺第三小学校内    40人<br/>芳養学童保育所    芳養小学校内        40人<br/>会津学童保育所    会津小学校内        100人<br/>ひがし学童保育所    ひがしコミュニティセンター内    50人<br/>なんぶ学童保育所    田辺第二小学校内    50人<br/>三栖学童保育所    三栖小学校隣接地    80人<br/>稲成学童保育所    稲成小学校内        40人<br/>上秋津学童保育所    上秋津小学校内       40人<br/>中部学童保育所    田辺第一小学校内    40人<br/>鮎川学童保育所    大塔行政局内        40人<br/>中芳養学童保育所    中芳養小学校隣接地    40人<br/>新庄第二学童保育所    新庄第二小学校内    40人<br/>中辺路学童保育所    中辺路小学校内       40人</p> <p>保育時間</p> <p>月曜日～金曜日    PM1:30～PM6:30<br/>第3土曜日        AM8:00～PM6:30<br/>※毎週土曜日の開設をひがし学童保育所で実施<br/>長期休業日(春・夏・冬休み)    AM8:00～PM6:30</p> | 123,762 |                       |

(単位 千円)

| 事 項      | 内 容  | 金 額   | 予算書ページ                           |
|----------|--|-------|----------------------------------|
| 児童福祉対策事業 | 学童保育所未実施校での近隣の学童保育所への移送（新規）<br>学童保育所を実施していない小学校について、児童の放課後の居場所の確保を図るため、各小学校から近隣の学童保育所への移送（送りのみ）を実施する   | 4,500 | 児童福祉費<br>P102                    |
|          | 民営学童保育所への運営費補助金<br>わんぱく学童保育所   | 5,883 | 児童福祉費<br>P103                    |
|          | メール連絡システムの導入（新規）<br>従来からの電話による連絡網に代え、各保育所等から保護者への連絡をメール配信で行う<br><br>導入対象<br>公立認可保育所、公立へき地保育所、公立学童保育所   | 1,088 | 児童福祉費<br>P102<br>保 育 所 費<br>P106 |
|          | ファミリーサポートセンター事業運営委託料<br>育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員で組織し、会員による仕事と育児の両立支援のための相互援助活動の調整等を行う<br>みなべ町、上富田町、白浜町及びすさみ町との広域事業<br><br>田辺市ファミリーサポートセンター「きっずぱーく」   | 9,980 | 児童福祉費<br>P102                    |
|          | 養育支援訪問事業委託料<br>子育て支援を必要とする家庭を訪問し、安定した児童の養育支援、育児不安の軽減を図る<br><br>対象世帯 ①養育支援<br>出産後おおむね1年以内で、養育者が体調不良等のため、家事や育児が困難で、昼間家事や育児の助けとなる人がいない家庭<br>②専門支援（育児に関する相談、情報提供等）<br>子育ての方法が分からない又は子育てに不安を感じており、専門的な支援が必要な児童のいる家庭   | 840   |                                  |
|          | 母子家庭等自立支援補助金<br>母子家庭の母又は父子家庭の父が講座を受講し、就職に有利な資格を取得するなど、職業能力を高め自立することに対する支援を行う<br><br>自立支援教育訓練給付金事業<br>支 給 額 受講料の6割相当額（200千円上限）<br><br>高等職業訓練促進給付金等事業<br>支 給 額 市民税課税世帯 70,500円/月<br>修了一時金 25,000円<br>市民税非課税世帯 100,000円/月<br>修了一時金 50,000円<br>各養成機関における課程修了までの期間の最後の12か月は40,000円/月を上乗せして支給<br><br>支給期間 上限4年 | 9,190 | 児童福祉費<br>P103                    |

(単位 千円)

| 事 項      | 内 容   | 金 額       | 予算書ページ        |
|----------|---|-----------|---------------|
| 児童福祉対策事業 | <p>施設型給付費負担金<br/>民間保育所及び認定こども園に対し、施設型給付費を支給する</p> <p>1. 民間保育所 804,839千円<br/>定員<br/>芳養保育所 60人<br/>いずみ保育園 90人<br/>会津保育所 120人<br/>あゆみ保育所 120人<br/>わんぱく保育所 80人<br/>こどものへや保育園 90人<br/>まろみ保育所 130人<br/>広域入所委託 -</p> <p>2. 認定こども園 406,432千円<br/>定員<br/>うえのやま学園 180人<br/>立正学園 230人<br/>扇ヶ浜保育所 60人<br/>(R3年度から認定こども園へ移行予定)</p> | 1,211,271 | 児童福祉費<br>P103 |
|          | <p>第3子以上に係る育児支援助成事業<br/>小学生以下の子供3人以上を養育している世帯のうち、就学前児童が利用したファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業に要した費用の一部を助成する<br/>助成額 1世帯当たり年間15,000円(上限)</p>   | 300       |               |
|          | <p>ひとり親世帯に係る育児支援助成事業<br/>ひとり親世帯の児童が利用したファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業に要した費用の一部を助成する<br/>助成額 1世帯当たり年間15,000円(上限)</p>   | 375       |               |
|          | <p>交通遺児手当<br/>交通事故により親等の一方又は双方と死別した児童に対し、交通遺児手当を支給する<br/>支給額 30,000円/年</p>  | 150       |               |
|          | <p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援補助金<br/>ひとり親家庭の自立及び生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親等の学び直しを支援する</p> <p>対象者 市内に居住するひとり親家庭の親及び20歳未満の児童で、高等学校を卒業していないもの<br/>支給額 受講修了時給付金 受講費用の2割を支給<br/>合格時給付金 受講費用の4割を支給<br/>※受講修了時給付金及び合格時給付金を併せて受講費用の6割を支給(上限150千円)<br/>※合格時給付金については、受講修了日から起算して2年以内に全科目合格した場合に支給</p>                                      | 150       |               |

(単位 千円)

| 事 項      | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ        |
|----------|---|--------|---------------|
| 児童福祉対策事業 | 病児・病後児保育事業費補助金<br>保護者の勤務の都合・疾病・事故等の理由により、病気が回復期に至らない場合で、症状の急変が当面認められない児童を保育できない場合に、一時的に子供を預かる民間施設に対して補助を行う  | 26,299 | 児童福祉費<br>P103 |
|          | 子育て支援施設等利用給付費負担金<br>幼児教育無償化に伴い、保育の必要性が認定された場合に認可外保育施設の保育料を助成する<br><br>無償化上限額<br>2歳児 月額42,000円（市民税非課税世帯）<br>3～5歳児 月額37,000円  | 4,176  |               |
|          | 認可外保育施設保育料助成金<br>認可外保育施設を利用する多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育の必要性が認定された場合、保育料を助成する<br><br>所得制限 第2子 市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯<br>第3子以降 所得制限なし<br><br>無償化上限額 月額42,000円   | 5,040  |               |
|          | 在宅育児支援事業給付金<br>多子世帯の経済的負担を軽減するため、乳児を在宅で育児する世帯に対し給付金を支給する<br><br>対象者 生後2か月を越え満1歳未満の10か月<br>R3年4月1日時点で1歳未満である者<br>R3年4月1日から同年12月31日までに生まれた者<br>所得制限 第2子 市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯<br>第3子以降 所得制限なし<br>支給額 15,000円/月（上限10か月） | 9,000  |               |
|          | 母子生活支援施設措置事業<br>DV等により、保護が必要な母子を施設に措置し、心身の安定と自立促進のため、生活・住居・教育・就職等について支援を行う  | 23,229 |               |

(単位 千円)

| 事 項      | 内 容   | 金 額     | 予算書ページ             |
|----------|---|---------|--------------------|
| 児童福祉対策事業 | へき地保育所給食費助成金<br>へき地保育所を利用する世帯の経済的負担を軽減するため、給食費を助成する<br><br>所得制限 第2子 市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯<br>第3子以降 所得制限なし<br>多子世帯以外<br>2歳児 市民税非課税世帯<br>3～5歳児 市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯  | 2,460   | 保育所費<br>P106       |
| 児童措置事業   | 児童扶養手当<br><br>対 象 死亡や離婚等によるひとり親家庭又は父母のいずれかが障害状態にある児童の養育者(所得制限あり)<br><br>支給額 子1人 43,160円/月 (全部支給)<br>43,150円/月～10,180円/月 (一部支給)<br>子2人目 10,190円/月 (全部支給)<br>10,180円/月～5,100円/月 (一部支給)<br>子3人目以降 6,110円/月 (全部支給)<br>6,100円/月～3,060円/月 (一部支給)                    | 464,400 | 児童措置費<br>P104      |
|          | 児童手当<br><br>対 象 中学校修了までの児童を養育している者(公務員を除く)<br><br>支給額 3歳未満の子1人 15,000円/月<br>3歳～小学生1人 10,000円/月 (第1・2子)<br>" 15,000円/月 (第3子以降)<br>中学生1人 10,000円/月<br>特例給付 5,000円/月<br>※H24年6月分から、所得制限を適用し、限度額を超える場合は、特例給付として支給される<br>限度額は、年収960万円(夫婦、子供2人)を基準に、扶養親族数等に応じた加減を行う | 972,600 |                    |
| 福祉定住促進事業 | 介護サービス従事者福祉定住促進事業<br>高齢化地域で不足している介護事業従事者の確保とU・Iターン希望者の定住を促進するため、市が定める地域に移住し、市の指定する事業所の業務に従事する者を対象に、必要な資格取得のための研修費用等を助成する<br><br>生活費助成2人<br>介護職員初任者研修受講料助成2人<br>ファミリーサポートセンター利用費助成1人   | 1,300   | 老人福祉費<br>P107～P108 |

(単位 千円)

| 事 項       | 内 容  | 金 額    | 予算書ページ                              |
|-----------|--|--------|-------------------------------------|
| 高齢者福祉対策事業 | 敬老祝金<br>77歳、88歳、99歳及び100歳以上の方に支給<br><br>77歳 5,000円      88歳 10,000円<br>99歳 20,000円      100歳以上 30,000円   | 13,500 | 老人福祉費<br>P107～P108                  |
|           | 敬老事業<br>敬老の日を中心に、70歳以上の方の敬老行事を町内会等へ委託する<br><br>対象者 19,350人   | 38,700 |                                     |
|           | 軽度生活援助事業<br>一人暮らしの高齢者等に対して、要介護状況の進行を防止するため、軽易な日常生活の援助を行う   | 2,541  | 老人福祉費<br>P108                       |
|           | 外出支援サービス事業<br>公共交通機関を利用することが困難な65歳以上の高齢者に対し、各行政局管内の医療機関への送迎サービスを提供する   | 7,920  |                                     |
|           | 在宅医療推進事業<br>在宅医療・介護連携推進事業を効果的に推進するため、課題の抽出や対応策の検討及び普及啓発を行う<br><br>事業内容<br>①在宅医療の推進及び実施する医師・医療機関のネットワークを構築するための課題の抽出、対応策の検討<br>②主治医のいない在宅療養者への主治医の紹介<br>③田辺圏域在宅医療・介護連携支援センターが実施する研修や普及啓発の支援 | 3,300  |                                     |
|           | シルバー人材センター運営補助<br>高齢者の雇用就労機会の提供や相談、情報を提供するシルバー人材センターに対して支援する<br><br>補助基準 12,470千円      単独分 11,717千円  | 24,187 |                                     |
|           | 社会福祉法人介護保険利用者負担減免助成金<br>介護サービス利用者の負担軽減を図るため、社会福祉法人が利用者負担分を減免することを前提に、施設サービス等の食費、居住費、サービス費について自己負担額の5.0%～25.0%を軽減する<br>生活保護受給者について、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする                              | 1,000  |                                     |
|           | 生活支援ハウス運営事業<br>施設数 芳養の里、龍の里ほか7施設<br>定員 居住部門 107人<br>委託先 社会福祉法人真寿会、田辺市社会福祉協議会等<br>対象者 一人暮らしの高齢者等で在宅生活が困難な者  | 94,764 | 老人福祉費<br>P108<br>高齢者福祉施設管理費<br>P109 |

(単位 千円)

| 事 項       | 内 容  | 金 額     | 予算書ページ          |
|-----------|--|---------|-----------------|
| 高齢者福祉対策事業 | 高齢者複合福祉施設たきの里の管理運営<br>委託先 社会福祉法人田辺市社会福祉事業団 (指定管理)<br><br>施設概要<br>①養護老人ホーム「千寿荘」 定員76人<br>②軽費老人ホーム「ケアハウス神島」 定員15人  | 165,666 | 高齢者福祉施設管理費 P109 |
|           | 老人憩いの家 (松風荘及びやすらぎ荘) の管理運営<br>委託先 社会福祉法人田辺市社会福祉協議会 (指定管理)   | 28,230  |                 |
| 医療費に対する扶助 | 重度障害者等医療費・後期高齢重度障害者等医療費<br>重度障害者等の保険診療に係る医療費自己負担分を全額負担する (県1/2、市1/2)<br><br>対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級、精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳3級 (入院のみ) に該当する者で、65歳までに重度障害者等の認定を受けているもの (ただし、精神保健福祉手帳1級に該当する者を除き、H18年7月31日以前に支給対象となっている者は65歳以上でも受給資格あり) (所得制限あり) | 159,000 | 障害者福祉費 P95      |
|           | 精神障害者医療費<br>自立支援医療 (精神通院医療) を受けた際の保険診療に係る医療費自己負担分を全額負担する (市100%)<br><br>対象者 自立支援医療受給資格の認定を受け、通院により精神疾患の治療を受けている者 (所得制限なし)  | 23,000  |                 |
|           | 子ども医療費<br>県補助制度<br>就学前児童の保険診療 (通院・入院) に係る医療費自己負担分を県と市が1/2ずつ負担する<br>支給対象 6歳到達後の年度末までの保険診療<br><br>※県補助は所得制限があり、県補助の対象外については市が全額負担する<br><br>市単独制度<br>児童の保険診療 (通院・入院) に係る医療費自己負担分を助成する<br>支給対象 15歳到達後の年度末までの保険診療   | 202,000 | 児童福祉費 P103      |
|           | ひとり親家庭等医療費<br>ひとり親家庭等の保険診療に係る医療費自己負担分を全額負担する (県1/2、市1/2)<br><br>対象者 離別等により、18歳以下 (3月31日まで) の児童を扶養している配偶者のいない母・父等及びその児童 (所得制限あり)  | 80,000  | ひとり親家庭等医療費 P107 |

(単位 千円)

| 事 項       | 内 容   | 金 額       | 予算書ページ                        |
|-----------|---|-----------|-------------------------------|
| 医療費に対する扶助 | <p>老人医療費</p> <p>老人の保険診療に係る医療費に対し、年齢を前倒しして前期高齢者医療と同じ取扱いとし、その差額を全額負担する(県1/2、市1/2)</p> <p>対象者 67～69歳(所得制限、資産要件等あり)</p>   | 900       | 老人福祉費<br>P108                 |
| 後期高齢者医療   | 和歌山県後期高齢者医療広域連合負担金<br>後期高齢者医療制度を運営する和歌山県後期高齢者医療広域連合への一般会計事務費共通経費の負担金  | 13,617    |                               |
| 生活保護の実施   | 生活に困窮している方を対象に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護を実施する  | 1,460,000 | 扶 助 費<br>P111                 |
| 災害救助時の対応  | <p>福祉避難所要配慮者受入業務</p> <p>災害が発生した場合において、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者のうち、市の指定避難所での生活に支障があると認められるものの受入れを協定先の福祉避難所で行う</p> <p>要配慮者のうち高齢者の受入れに要する費用</p> <p>①受入れ1人につき1日当たり3,810円</p> <p>②移送片道1回当たり1,000円</p> <p>協定先<br/>田辺市社会福祉事業団、紀成福祉会、真寿会</p> <p>要配慮者のうち障害者の受入れに要する費用</p> <p>①受入れ1人につき1日当たり4,900円</p> <p>②移送片道1回当たり1,000円</p> <p>協定先<br/>中辺路白百合学園、大塔あすなろ会、南紀のぞみ会</p> | 324       | 災害救助費<br>P112                 |
| 母子保健事業    | 母子健康包括支援センター運営事業<br>保健師等による相談・支援等を実施するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う  | 9,931     | 保 健 衛 生<br>総 務 費<br>P112～P113 |
|           | 乳幼児健診<br>4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児   | 11,909    | 保 健 衛 生<br>総 務 費<br>P113～P114 |
|           | <p>5歳児発達相談事業</p> <p>発達障害を早期発見し、適切な時期に必要な支援を行えるよう、集団生活を経験する5歳児頃に発達評価を行う</p> <p>対象児童 本市に住所を有する5歳児</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者及び保育者へのアンケートの実施</li> <li>・医師や臨床心理士等による発達相談の実施</li> <li>・発達相談後の事後相談への対応など</li> <li>・発達相談従事者及び障害児を担当する施設の職員を対象に、医師や臨床心理士等が講習を実施</li> </ul>   | 1,764     | 保 健 衛 生<br>総 務 費<br>P113      |

(単位 千円)

| 事 項    | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ                   |
|--------|---|--------|--------------------------|
| 母子保健事業 | <p>発達相談事業</p> <p>発達に課題のある児童の保護者及び保育者等を対象に、発達相談を行い、関係機関と連携しながら継続的な助言、指導及び相談を実施する</p> <p>対 象 本市に住所を有する児童</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士等による発達相談の実施</li> <li>・必要に応じた関係機関の紹介</li> <li>・「ひまわり相談フォローアップ教室」を開催し、対象児童が就学前後の保護者に対し、臨床心理士等による講義及び保護者同士の交流会を実施</li> <li>・児童や保護者が集まる施設において、臨床心理士等による巡回相談を実施</li> </ul> | 3,262  | 保健衛生<br>総務費<br>P113      |
|        | <p>産前・産後サポート事業</p> <p>支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族に対し、助産師が相談支援を行うとともに、子育てに必要な知識やグループによるつながりを深めるため、参加型による支援を行う</p> <p>電話相談、個別訪問、参加型</p>  | 1,318  | 保健衛生<br>総務費<br>P112～P114 |
|        | <p>産後ケア事業（拡充）</p> <p>出産後（退院後）の産婦・乳児のうち、産じょく期の身体的機能回復に不安を抱く者等に対し、市が委託する助産所において、母子の保護及び保健指導等を行う</p> <p>宿泊 自己負担 5,000円～15,000円 上限7日</p> <p>デイサービス 自己負担 800円 上限14日</p> <p>（拡充内容）</p> <p>対象者の拡大</p> <p>現 行 産後4か月未満の産婦・乳児</p> <p>拡充後 産後1年未満の産婦・乳児</p>   | 9,596  | 保健衛生<br>総務費<br>P113～P114 |
|        | <p>妊産婦・新生児訪問指導</p> <p>妊産婦・新生児で訪問による保健指導が必要と認めた場合、家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な指導を実施する（助産師会への委託及び市保健師による）</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業</p> <p>生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し情報提供等を行う（助産師会への委託及び市保健師による）</p> <p>未熟児訪問事業</p> <p>母子保健法に定められている低体重児の届出の受理及び低体重児の訪問指導を行う</p>   | 2,420  | 保健衛生<br>総務費<br>P114      |
|        | <p>妊婦健康診査</p> <p>妊婦健康診査を実施し、妊娠高血圧症候群等の異常を早期発見し、母子の健康増進を図る</p> <p>公費負担回数 14回</p>   | 41,800 | 保健衛生<br>総務費<br>P114～P115 |

(単位 千円)

| 事 項      | 内 容   | 金 額   | 予算書ページ                        |
|----------|---|-------|-------------------------------|
| 母子保健事業   | 未熟児養育医療費給付事業<br>養育のため病院等に入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付する   | 2,001 | 保 健 衛 生<br>総 務 費<br>P113～P115 |
|          | 産婦健康診査事業<br>母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行い、産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後1か月の産婦に対する健康診査を行う<br><br>公費負担回数 1回   | 2,130 | 保 健 衛 生<br>総 務 費<br>P114～P115 |
| ひきこもり対策  | ひきこもりの状態にある思春期・青年期の当事者や家族を支援する<br><br>相談窓口の開設（健康増進課内） 546千円<br>家庭児童相談員や医師等によるひきこもり相談、講演会の開催、関係機関との相互連携を目的としたひきこもり検討委員会の開催<br><br>ひきこもりサポート事業 4,334千円<br>相談・訪問、居場所提供等の事業を委託<br>委 託 先 NPO法人ハートツリー                                     | 4,880 | 保 健 衛 生<br>総 務 費<br>P113～P114 |
| 不妊治療助成事業 | 一般不妊治療費助成金<br>出産を望む夫婦の不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、一般不妊治療に要する費用の一部を助成する<br><br>助成額 上限50千円/年<br>(所得制限なし)  | 2,560 | 保 健 衛 生<br>総 務 費<br>P115      |
|          | 特定不妊治療費助成金（拡充）<br>出産を望む夫婦の不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費が高額で保険適用外の体外受精及び顕微授精による特定不妊治療費の一部を助成する<br><br>助成額 上限50千円<br><br>(拡充内容)<br>助成対象<br>現 行 治療開始時の妻の年齢が、40歳未満の方は通算6回、43歳未満の方は通算3回<br><br>拡充後 治療開始時の妻の年齢が、40歳未満の方は1子ごとに6回、43歳未満の方は1子ごとに3回 | 4,600 |                               |

(単位 千円)

| 事 項                      | 内 容  | 金 額       | 予算書ページ                        |
|--------------------------|--|-----------|-------------------------------|
| 田辺周辺広域市町村圏組合負担金<br>(事業分) | <p>田辺広域休日急患診療所運営費負担金<br/>田辺広域休日急患診療所の運営経費を構成市町で負担する</p> <p>負 担 割 均等割 5/100、人口割45/100、利用者割50/100</p> <p>実施概要<br/>診 療 日 日曜、祝日 (年末年始を含む)<br/>受付時間 AM 9 : 00 ~ AM 11 : 30 PM 1 : 00 ~ PM 4 : 00<br/>(年末年始はPM 5 : 00まで)<br/>診療内容 内科・小児科・歯科</p> <p>小児科救急医療体制<br/>診 療 日 土曜 (祝日・年末年始を除く)<br/>受付時間 PM 6 : 00 ~ PM 9 : 30</p> <p>輪番制病院運営費負担金<br/>病院群輪番制運営経費を構成市町で負担する</p> <p>負 担 割 均等割10/100、人口割90/100</p> | 40,124    | 保 健 衛 生<br>総 務 費<br>P114      |
| 公立紀南病院組合<br>負担金          | <p>普通交付税算入分 580,000千円<br/>分賦金 280,000千円<br/>病院移築に伴う用地取得償還分 174,784千円<br/>" 医師官舎償還分 13,242千円</p> <p>※病院移築に伴うH14年度～R15年度までの償還分負担総額7,666,930千円 (普通交付税分を含む)</p> <p>管理費分<br/>議会費、副管理者給与費等24,000千円を構成市町で負担する<br/>分賦割合 62.21% 14,931千円</p>  | 1,062,957 | 保 健 衛 生<br>総 務 費<br>P114～P115 |
| 予防接種事業<br><br>(次ページへ)    | <p>伝染病の発生、まん延の予防を目的に、乳幼児等を対象とする各種予防接種及び65歳以上の高齢者を対象とするインフルエンザ予防接種等を実施する</p> <p>予防接種法に基づく定期予防接種 (A類疾病)<br/>ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎<br/>麻疹・風しん、日本脳炎、結核 (B C G)<br/>H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症<br/>ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎<br/>ロタウイルス感染症</p> <p>成人男性の風しん予防接種 (第5期予防接種)<br/>(R元年度～R3年度の3年間)</p> <p>対象者 S37年4月2日からS54年4月1日までの間に生まれた男性</p>  | 220,473   | 予 防 費<br>P115～P116            |

(単位 千円)

| 事 項                   | 内 容  | 金 額     | 予算書ページ   |
|-----------------------|--|---------|--|
| 予防接種事業<br>(前ページから)    | <p>予防接種法に基づく定期予防接種 (B類疾病)<br/>インフルエンザ (65歳以上の者)</p> <p>高齢者の肺炎球菌感染症ワクチン接種 (65歳以上の者)<br/>65歳から5歳刻みで100歳までの者<br/>(過去に同ワクチン接種済者を除く)</p> <p>定期外予防接種 (任意接種) 助成事業<br/>風しんワクチン接種助成</p> <p>対象者 19歳以上50歳未満の妊娠を希望している女性<br/>及び妊娠している女性の配偶者</p> <p>おたふくかぜワクチン接種助成</p> <p>対象者 1歳以上7歳未満の者</p> <p>身体障害者のインフルエンザ予防接種助成</p> <p>対象者 心臓、腎臓、呼吸器又は免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級に該当する者</p> <p>感染症予防のため定期予防接種に該当するワクチンの接種が必要な者への助成<br/>医師が感染症予防のために必要と認めた法的期限後に実施する予防接種の費用を助成する</p> <p>対象者 小児がん等の病気治療のため骨髄移植手術等を行ったことで、定期予防接種で獲得した免疫が低下又は喪失した者</p> |         | 予 防 費<br>P115～P116                             |
| 新型コロナウイルスワクチン接種事業     | <p>新型コロナウイルスワクチンの接種に係る体制を確保し、全市民を対象にワクチン接種を実施する</p> <p>対 象 者 接種日時時点で本市に住民票登録がある者</p> <p>接 種 順 国が示す接種順に従い、65歳以上の高齢者から順次開始</p> <p>自己負担 なし</p> <p>接種方法 医療機関での個別接種又は市が実施主体となる集団接種 (個人の任意選択)</p>  | 358,558 | 保 健 衛 生<br>総 務 費<br>P114<br>予 防 費<br>P115～P116 |
| 健康増進事業<br><br>(次ページへ) | <p>健康増進・検診事業<br/>健康教育、健康相談事業や歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、各種がん (胃・大腸・肺・子宮・乳がん) 検診を実施</p> <p>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業<br/>女性の雇用拡大や子育て支援に資するため、女性特有のがん検診の対象年齢が初年度の者に対し、受診勧奨及び無料クーポンの配布を実施し、受診率の向上を図る</p> <p>対象者 子宮頸がん検診 20歳 (初年度) の女性<br/>乳がん検診 40歳 (初年度) の女性</p>   | 82,917  | 予 防 費<br>P115～P116                             |

(単位 千円)

| 事 項                         | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ             |
|-----------------------------|---|--------|--------------------|
| 健康増進事業<br>(前ページから)          | <p>肺がん検診事業<br/>肺がんの発見率を高めるため、胸部エックス線検査に加え、胸部CT検査を任意型検診として実施することにより、早期治療・死亡率低下につなげる</p> <p>対象者 胸部エックス線検査 40歳以上<br/>胸部CT検査 55歳、60歳、65歳</p> <p>健康ドック事業<br/>がん検診の受診率の更なる向上及び市民の健康増進のため、健康ドック事業を実施する</p> <p>対象者 所属する健康保険組合等において人間ドック又は人間ドックに準ずる検診を受けることができない40歳以上の市民</p> <p>検査項目 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査、血液検査等</p> <p>大腸がん検診受診率向上検証事業<br/>従来のがん検診受診に係る個別勧奨に加え、死亡率は高いが検診受診率の低い大腸がんについて、県との連携により、未受診者の特性に応じた受診勧奨を行い、受診率の向上を図る</p> <p>健康推進員事業<br/>健康推進員養成講習会を修了した者を委嘱し、地域住民に対して、がん検診及び特定健康診査等の受診勧奨活動や広報活動を行う</p> |        | 予 防 費<br>P115～P116 |
| 高齢者の保健事業<br>と介護予防の一体的<br>実施 | <p>高齢者の健康保持・増進を図るため、疾病予防や重症化予防等の個別的支援を実施するとともに、フレイル予防の視点から通いの場等の地域における取組に積極的に関与するなど、保健事業と介護予防を一体的に実施する</p> <p>対象者 後期高齢者医療保険加入者</p>  | 10,390 |                    |
| 斎場の管理運営                     | <p>斎場の管理運営</p> <p>施設概要 火葬炉4基、機械室、残骨灰飛灰室、事務室、エントランスホール、告別ホール、お別れホール、待合ホール、待合室、トイレ等</p> <p>休業日 年始(1月1日、2日)</p> <p>火葬件数 1日最大10件</p>  | 31,349 | 斎 場 費<br>P117      |

(単位 千円)

| 事 項           | 内 容   | 金 額     | 予算書ページ                              |
|---------------|---|---------|-------------------------------------|
| 火葬業務関係事業      | 火葬業務委託料 10,257千円<br>白浜町及びみなべ町へ火葬業務を委託する<br>紀南環境衛生施設事務組合負担金 1,029千円<br>火葬業務を行う清浄苑（新宮市）への一部事務組合負担金  | 11,286  | 斎場費<br>P117                         |
|               | 火葬場使用料差額補助金（拡充）<br>斎場使用に係る自己負担額の格差是正のため、みなべ町斎場及び清浄苑使用料と田辺市斎場使用料との差額を補助する<br><br>（拡充内容）<br>田辺市斎場使用料の改定に伴う使用料の負担軽減を図るため、白浜町斎場及び清浄苑使用料と減免後の田辺市斎場使用料との差額を補助する<br><br>対 象 者 火葬許可申請者<br>対象者要件 同一世帯全ての世帯員が、市町村民税非課税かつ生活保護を受給していないこと<br><br>補 助 額 12歳以上 10,000円<br>12歳未満 5,000円 | 1,000   |                                     |
| 環境保全対策        | 田辺市環境美化連絡協議会 300千円<br>啓発活動、清掃活動等<br>環境美化への取組 15,497千円<br>不法投棄等への対応、小溝清掃事業、河川等の水質検査等<br>背戸川排水路等浄化施設 745千円<br>しゅんせつ、バクテリアによる浄化、施設修繕等<br>自動車騒音監視業務 495千円<br>監視対象路線 市内16路線（R3年度3路線）   | 17,037  | 環境衛生費<br>P118～P119                  |
|               | 海底ごみ回収処理事業（新規）<br>海岸環境の保全を図るため、海底に蓄積されたごみの清掃を行う   | 523     | 環境衛生費<br>P118                       |
| 焼却ごみの広域的処理    | みなべ町、上富田町からの可燃ごみ処理の受託<br>みなべ町、上富田町で発生する可燃ごみの焼却処理を受託する<br><br>受入量 みなべ町2,300 t、上富田町3,400 t  | 148,325 | （歳入）<br>塵芥処理<br>業務受託<br>事業収入<br>P52 |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | ごみ分別指定袋事業<br>ごみ収集指定袋代、ごみ収集指定袋取扱業務委託料  | 41,207  | 塵芥処理費<br>P120～P122                  |
|               | ペットボトルリサイクル事業<br>ペットボトルをリサイクルし、埋立量の削減及び障害者の雇用の確保を図る   | 7,920   | 塵芥処理費<br>P122                       |
|               | 容器包装プラスチックリサイクル事業<br>容器包装プラスチックをリサイクルし、埋立量の削減及び障害者の雇用の確保を図る   | 13,530  |                                     |

(単位 千円)

| 事 項           | 内 容  | 金 額     | 予算書ページ        |
|---------------|--|---------|---------------|
| ごみ減量・リサイクルの推進 | プラスチックリサイクル処理事業<br>ペットボトル及び容器包装プラスチック以外のプラスチックごみのリサイクル処理を民間企業へ委託することで、リサイクルの推進を図る  | 11,800  | 塵芥処理費<br>P122 |
|               | 資源類拠点回収事業（民間委託）<br>ごみ減量及びリサイクルの推進を図るため、公共施設等において、資源類の拠点回収を行う<br>①スチール・アルミ缶、27か所<br>無色・茶色・その他瓶<br>②古紙類 39か所<br>③ペットボトル 52か所 | 18,046  |               |
|               | 資源集団回収事業実施団体奨励補助金<br>町内会、子供会等の団体が古紙類、古布類を自主的に回収する場合、1kg当たり4円の補助を行う   | 7,500   | 塵芥処理費<br>P123 |
|               | 資源ごみ回収運搬事業助成金<br>資源ごみ集団回収実施団体が回収した資源ごみの回収運搬を行う者に対し1kg当たり3円の補助を行う   | 4,500   |               |
| 生ごみ処理機購入費補助金  | 生ごみ処理機購入費補助金<br>1基当たり購入価格の1/2以内（上限20千円）  | 500     |               |
| 収集業務の民間委託     | 一般廃棄物の収集業務委託<br>可燃・資源・埋立てごみ（旧田辺市内全域）10台<br>プラスチックごみ（旧田辺市内全域）3台<br>可燃・資源・埋立て・プラスチックごみ（行政局管内）8台                              | 289,074 | 塵芥処理費<br>P122 |
| 一般廃棄物清掃啓発事業   | 本市の玄関口である駅前周辺の美化取組を強化するため、啓発活動を行う<br><br>委 託 先 田辺市駅前地区美化推進協議会<br>事業内容 集積所清掃、訪問・街頭啓発など                                      | 2,290   |               |
| 埋立てごみの外部処理    | 広域廃棄物最終処分場の供用開始まで埋立てごみを外部処理委託する<br>外部委託量 1,400 t   | 50,000  |               |
| 清掃施設組合負担金     | 上大中清掃施設組合 7,707千円<br>紀南環境広域施設組合 72,889千円   | 80,596  | 塵芥処理費<br>P123 |
| 衛生施設組合負担金     | 田辺市周辺衛生施設組合 196,713千円<br>紀南環境衛生施設事務組合 12,991千円<br>富田川衛生施設組合 47,947千円   | 257,651 | し尿処理費<br>P123 |
| 雇用促進奨励金       | 市内に住所を有する高齢者、障害者、若年無就業者等を雇用した市内の事業主に、奨励金を交付する<br>支給額 1人120千円以内<br>※障害者（短時間労働者を除く）の場合<br>1人180千円以内又は240千円以内                 | 1,100   | 労働諸費<br>P123  |

(単位 千円)

| 事 項    | 内 容   | 金 額     | 予算書ページ             |
|--------|---|---------|--------------------|
| 農業振興事業 | 経営所得安定対策推進事業<br>水田で麦、大豆、飼料用米等の作物を生産する農業者に支給される食料自給率向上を目的とした交付金の算定に係る受付事務や現地確認を行う  | 2,250   | 農業振興費<br>P125・P127 |
|        | 農業後継者育成事業<br>農業研修など農業教育振興事業に対して助成を行う  | 300     | 農業振興費<br>P126      |
|        | 新規就農者育成支援事業<br>新規就農者の技術習得を支援するため、不足している農業次世代人材投資事業【準備型】の研修機関（先進農家）を確保するとともに、就農希望者と研修先農家の結び付けを行う   | 600     |                    |
|        | グリーンツーリズム活性化事業<br>多様な地域資源を最大限に活用したグリーンツーリズムを通じて、都市と農村の交流をより一層推進し、農山村地域の活性化を図る<br>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業期間を1年延長し、R3年度までとする<br><br>事業期間 R元年度～R3年度<br>委 託 先 一般社団法人ふるさと未来への挑戦<br>総事業費 7,500千円<br>事業内容 地域資源や農泊を活用したモデルプランの商品化及び販売、ツアーの実施、広報活動ほか   | 3,000   |                    |
|        | 農林水産業まつり補助金<br>生産者と消費者の触れ合いの機会をつくり、第1次産業に対する理解を深めるためイベントを実施する   | 3,100   |                    |
|        | 有害鳥獣捕獲事業費補助金（拡充）<br>鳥獣による農作物被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に対して補助を行う<br>（拡充内容）<br>有害鳥獣として新たにハクビシンを補助対象とする<br><br>サル 18,000円～30,000円/頭 200頭 5,040千円<br>イノシシ 10,000円～15,000円/頭 1,435頭 15,450千円<br>シカ 10,000円～15,000円/頭 2,560頭 32,700千円<br>アライグマ 2,000円～ 3,500円/頭 490頭 1,430千円<br>ハクビシン 2,000円/頭 40頭 80千円<br>カラス 600円～ 1,500円/羽 200羽 300千円 | 55,000  |                    |
|        | 中山間地域等直接支払交付金（第5期・R2年度～R6年度）<br>耕作条件が厳しい急傾斜地の田畑に対して、田は10a当たり21,000円、畑は10a当たり11,500円を交付し、耕作放棄の防止等による良好な農村環境の整備を図る<br><br>加算措置 超急傾斜地 6,000円/10a<br>集落機能強化 3,000円/10a<br>生産性向上 3,000円/10a<br>対象集落 33集落<br>対象面積 196,732a  | 302,300 |                    |

(単位 千円)

| 事 項    | 内 容  | 金 額   | 予算書ページ        |
|--------|--|-------|---------------|
| 農業振興事業 | <p>農地保全対策補助金<br/>農地の公的機能維持と担い手農家の確保を図るため、農用地利用集積計画による農用地の借り手に補助を行う</p> <p>補助採択 1 a 以上<br/>対象地域 旧田辺市以外の地域及び旧田辺市における山村振興法の振興山村地域（秋津川、長野、上野、伏菟野）<br/>ただし、旧田辺市においては果樹畑は対象外<br/>交付単価 1千円/a（3年間）</p> | 2,800 | 農業振興費<br>P127 |
|        | <p>アグリパートナーサポート事業費補助金<br/>農業後継者不足の解消等により地域農業の活性化を図るため、未婚者による交流会の開催や相談員の設置に対して補助を行う</p>   | 500   |               |
|        | <p>経営安定対策基盤整備緊急支援事業費補助金<br/>担い手への農地の利用集積を推進するため、土地改良事業等の地区における農家負担金の利子助成を行う</p> <p>事業年度 R3年度～R7年度</p>  | 2,200 |               |
|        | <p>環境保全型農業直接支払交付金<br/>農業者等の組織する団体が自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組む場合、その面積に応じて交付する</p> <p>支援単価 5～14千円/10 a</p>  | 1,875 |               |
|        | <p>狩猟免許取得支援事業費補助金<br/>有害鳥獣被害の防止推進のため、農家等のわな猟及び銃猟免許の取得に対して補助を行う</p> <p>補助率 講習会経費（県100%）<br/>免許取得試験費（市1/2）<br/>猟銃所持許可のための射撃教習費用（県100%）<br/>※ただし、上限37千円</p>                                       | 990   |               |
|        | <p>鳥獣害対策事業費補助金<br/>被害が深刻化している野生鳥獣による農作物等への被害対策における調査研究事業等に対して補助を行う</p> <p>負担割合 J A 紀南1/2、市1/2<br/>内 容 有害鳥獣対策調査研究（アライグマ、サル等）<br/>ジビエ活用PR事業ほか</p>  | 200   |               |

(単位 千円)

| 事 項    | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ        |
|--------|---|--------|---------------|
| 農業振興事業 | <b>農業次世代人材投資資金【経営開始型】</b><br>次世代を担う農業者となることを目指す方の就農直後の経営の確立を支援するため、農業次世代人材投資資金を交付する<br><br>給付要件 原則50歳未満で独立、自営就農する者<br>実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けがあること<br><br>給付額 1,500千円×5年(単身)<br>2,250千円×5年(夫婦)<br>ただし、前年所得に応じて段階的に減額する | 21,750 | 農業振興費<br>P127 |
|        | <b>農地集積推進事業交付金</b><br>担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を通じて農地を貸し出した農業者等を対象に協力を交付する<br><br>経営転換協力金 交付単価 15千円/10a   | 150    |               |
|        | <b>多面的機能支払交付金</b><br>多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動に対して田は10a当たり3,000円、畑は10a当たり2,000円を交付し、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う<br><br>対象面積 58,536a  | 12,100 |               |
|        | <b>新規就農者育成補助金</b><br>新規就農者の技術習得を支援するため、農業次世代人材投資事業【準備型】の対象外となる50歳以上の者に対して補助を行う<br><br>対象者 県の認定機関で就農に向けた研修を受ける者<br>対象要件 研修後の就農時に50歳以上60歳未満の者<br>補助額 月額70千円(移住者は月額110千円)  | 2,160  |               |
|        | <b>新規就農者農機具導入支援補助金</b><br>就農初期段階で経営が不安定な新規就農者を支援するため、規模の拡大、作業の省力化のために導入する農機具の購入に対して補助を行う<br><br>対象者 新規就農者<br>補助対象 新たに導入する農機具の購入経費<br>ただし、汎用性の高い機械でないこと<br>補助率 1/2 上限300千円   | 1,500  |               |
| 畜産振興事業 | <b>熊野牛振興対策事業費補助金</b><br>熊野牛の産地化を推進するため、牛の放牧に必要な施設の整備に対して補助を行う<br><br>対象経費 牛の放牧に必要な電気柵購入費等<br>補助内容 対象経費の1/2以内(上限100千円)   | 300    |               |

(単位 千円)

| 事 項    | 内 容  | 金 額   | 予算書ページ        |
|--------|--|-------|---------------|
| 畜産振興事業 | <p>畜産振興総合支援事業費補助金<br/>熊野牛の品質向上と生産拡大を図り、ブランド化を推進する</p> <p>優良系統導入促進事業（市100%） 200千円<br/>県推奨銘柄の優良精子導入を推進するため、導入経費の差額に対して補助を行う</p> <p>優良繁殖雌牛導入促進事業（市1/4） 300千円<br/>県内外からの優良繁殖用雌牛の購入価格の1/4の補助を行う（1頭につき100千円以内）</p> | 500   | 農業振興費<br>P127 |
| 柑橘振興事業 | <p>田辺市柑橘振興協議会補助金</p> <p>目 的 高品質で安定した柑橘栽培技術の確立、田辺のみかんの消費拡大PR等<br/>負担割合 JA紀南1/2、市1/2<br/>事業内容 栽培技術向上事業、消費拡大PR事業</p>  | 600   |               |
|        | <p>あまいみかんづくり支援事業費補助金<br/>高品質みかんを安定して生産するため、マルチシート被覆資材の敷設に対して補助を行う</p> <p>事業期間 H28年度～R3年度<br/>補助対象 マルチ資材の導入が初めての農地で、かつ、1園地におおむね2a以上の実施<br/>対象者 市内に住所を有する農業者等<br/>対象作物 温州みかん<br/>補助率 10%以内（20aを限度）</p>         | 1,500 |               |
|        | <p>柑橘PR海外販路拡大事業費補助金<br/>出荷量の増加、販売価格の上昇により農家の生産意欲の向上を図るため、海外での販路拡大に向けた取組に対して補助を行う</p> <p>事業主体 田辺市柑橘振興協議会<br/>事業内容 マレーシア、シンガポール等での柑橘販売及び商談<br/>事業費 2,000千円<br/>負担割合 JA紀南1/2、市1/2</p>                           | 1,000 |               |
| 梅振興事業  | <p>紀州田辺うめ振興協議会補助金</p> <p>目 的 紀州田辺の梅の消費宣伝・販売促進と産地意識の向上<br/>事業費 19,000千円<br/>負担割合 JA紀南1/2、市1/2、一部県1/2<br/>事業内容 大学等との梅の機能性研究、都市部を中心とした梅講習会、消費宣伝・販売促進催事、A級梅干し消費拡大事業など</p>  | 7,000 | 農業振興費<br>P126 |

(単位 千円)

| 事 項     | 内 容  | 金 額   | 予算書ページ              |
|---------|--|-------|---------------------|
| 梅振興事業   | <p>みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会負担金<br/>みなべ・田辺の梅システムの保全と活用を図るため、G I A H S (世界農業遺産) 活用プランに基づく取組を行う</p> <p>事業費 6,220千円<br/>負担割合 市1,930千円、みなべ町1,930千円、<br/>県2,360千円</p> <p>事業内容 梅の海外プロモーション、認定地域間の交流促進事業、都市農村交流推進事業、住民提案型地域活動支援事業、海外研修生受入事業、耕作放棄地伐採及び植樹事業、協議会運営費など</p>                      | 1,930 | 農業振興費<br>P127       |
|         | <p>南紀田辺UMEロードマラソン大会補助金<br/>梅と梅産地である田辺を積極的に情報発信し、交流人口の拡大や地域活性化を図るため、南紀田辺UMEロードマラソン大会に対して補助を行う</p> <p>事業主体 UMEロードマラソン実行委員会</p>   | 1,000 |                     |
| 梅生育不良対策 | <p>田辺うめ対策協議会補助金</p> <p>目 的 梅生育不良をはじめとする生産現場の課題への取組<br/>負担割合 J A 紀南1/3、市2/3<br/>内 容 栽培部会による害虫対策などの現地調査、環境部会による梅生育不良の経過観察のための雨水分析調査及び大気中の窒素、オゾンの含有量測定調査の取組など</p>   | 1,200 | 農業振興費<br>P126       |
|         | <p>日本一梅産地づくり支援事業費補助金</p> <p>①改植更新事業<br/>総事業費 600千円<br/>事業内容 生育不良樹・老木の改植、品種更新<br/>事業面積 40 a<br/>負担割合 J A 紀南1/6、市2/6、受益者3/6<br/>市負担額 200千円</p> <p>②土壌改良事業<br/>総事業費 14,000千円<br/>事業内容 土壌改良資材の施用による収量安定対策<br/>事業面積 3,500 a<br/>負担割合 J A 紀南2/20、市5/20、受益者13/20<br/>市負担額 3,500千円</p> | 3,700 | 農業振興費<br>P127       |
| 南紀用水事業  | <p>国営造成施設管理費負担金<br/>島ノ瀬ダムの維持管理費に対する負担金</p> <p>事業費及び負担割合<br/>国営造成施設管理費負担金 5,186千円<br/>(国1/2、県1/4、田辺市・みなべ町1/4)</p>   | 5,186 | 南紀用水<br>事業費<br>P128 |

(単位 千円)

| 事 項         | 内 容   | 金 額     | 予算書ページ                     |
|-------------|---|---------|----------------------------|
| 森林環境譲与税     | <p>森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村等が実施する手付かずの森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境譲与税が交付される</p> <p>譲与基準 私有林人工林面積 (5/10)<br/>林業就業者数 (2/10)<br/>人口 (3/10)</p> <p>使 途 ①森林整備<br/>②森林の整備を担うべき人材育成及び確保<br/>③森林の有する公益的機能に関する普及啓発<br/>④木材利用の促進<br/>⑤その他森林整備の促進に関する施策</p>   | 224,630 | (歳入)<br>森林環境<br>譲与税<br>P18 |
| 森林経営管理制度の推進 | <p>林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するため、森林環境譲与税を財源として、森林経営管理法に基づく取組を推進する</p> <p>対象森林 県が定める地域森林計画対象民有林で、経営管理が行われていない森林</p> <p>事業内容<br/>①意向調査<br/>意向調査準備が完了した地域の森林の所有者等に対して森林の経営管理に関する意向等について調査する<br/>R 3年度 旧田辺以外の大字6地区、約5,360ha</p> <p>②森林経営管理事業<br/>経営管理権を取得した森林の整備を行う<br/>R 3年度 保育間伐 106.00ha<br/>搬出間伐 3.80ha<br/>作業道設置 L=800m</p> <p>③林地台帳システムの導入(新規)<br/>森林経営管理制度を円滑に運用するため、システムを導入し、林地情報を一元管理する</p> | 111,870 | 林業振興費<br>P131～P132         |
| 森林保全対策      | <p>森林保全管理事業委託料<br/>山地災害防止、不法投棄防止及び林道施設の保全管理等のため、森林パトロールを実施する<br/>委託先 森林組合<br/>定期巡視 4回/年<br/>災害巡視 3回/年</p>   | 9,841   | 林業振興費<br>P131              |
|             | <p>森林整備地域活動支援交付金<br/>適切な森林整備により森林の有する公益的機能を維持増進するため、森林整備推進に必要な地域活動に対して補助を行う</p> <p>森林経営計画の作成促進<br/>交付単価 8,000円/ha(上限)<br/>R 3年度 積算基礎森林面積 130ha</p>  | 1,040   | 林業振興費<br>P132              |

(単位 千円)

| 事 項            | 内 容  | 金 額    | 予算書ページ        |
|----------------|--|--------|---------------|
| 林業担い手対策        | 林業担い手社会保障制度等充実対策事業費補助金<br>林業事業体の体質強化を図り、林業労働者の社会保障の充実を促進するとともに、林業労働力の確保育成を目的として森林組合が実施する社会保険等加入促進事業に対して補助を行う   | 12,629 | 林業振興費<br>P132 |
| 林業後継者対策        | 紀州備長炭後継者育成事業費補助金<br>後継者育成、製炭技術の伝承を図るため、木炭組合が実施する新規製炭就業者に対する技術指導に対して補助を行う<br><br>利用施設 紀州備長炭記念公園内の炭窯・伝習館<br>研修期間 2年間（1人につき）  | 300    |               |
| 林業成長産業化推進事業    | 林業及び木材産業の持続・振興及び地域産の木材利用の推進を図るため、林業成長産業化運営協議会が実施する事業に対して補助を行う<br><br>事業主体 林業成長産業化運営協議会<br>事業期間 H29年度～R3年度<br>総事業費 32,428千円<br>事業内容 川下から川上までにおける、木材需要と供給に関する情報を共有できる仕組みを構築し、需要に適した供給体制を実現する<br><br>補助率 国100%（上限額10,000千円）   | 6,500  |               |
| 元気かい！集落応援プログラム | 過疎化及び高齢化が著しく進行し、集落機能の低下や農地・山林などの地域資源管理の問題が深刻化する山村地域の過疎集落と協働し、既存事業と併せて集落の維持と地域資源の保全を図る支援施策に取り組む<br><br>元気かい！応援事業<br>集落支援活動事業<br><br>元気な地域づくり事業<br>①過疎集落支援事業<br>②特産物生産奨励事業<br>③山村地域の活性化事業<br>④山村地域力再生事業<br>⑤「田辺市定住支援協議会」活動<br>⑥定住促進のための短期滞在施設等の管理<br>⑦移住推進空き家改修支援事業<br>⑧飲料水供給施設等整備事業<br>⑨移住者起業支援補助金<br>⑩過疎集落再生・活性化支援事業<br>⑪企業の森事業<br>⑫森林整備関係助成事業ほか | —      | —             |

(単位 千円)

| 事 項    | 内 容  | 金 額    | 予算書ページ             |
|--------|--|--------|--------------------|
| 山村振興対策 | <p>集落支援活動事業</p> <p>市内の山村集落対策を推進するため、高齢化率がおおむね50%以上の集落を対象に支援活動を実施する</p> <p>支 援 員 12人（各行政局に3人配置）</p> <p>事業内容 支援員が集落に出向き、住民と直接触れ合うことにより、集落の現状と課題を把握し集落の再生を促進するための対策を講じる集落点検調査の実施結果などを踏まえ、集落の現状や課題に対応した取組を推進する</p>   | 30,538 | 山村振興費<br>P132～P133 |
|        | <p>短期滞在施設の管理</p> <p>本市への定住希望者等に短期的に提供する滞在施設の管理を行う</p> <p>龍神地区4戸、中辺路地区2戸、本宮地区2戸</p>   | 621    |                    |
|        | <p>緑の雇用担い手住宅の管理</p> <p>県が緑の雇用事業を推進するため建設した緑の雇用担い手住宅の管理を行う</p> <p>世帯用20戸、単身用4戸</p>  | 945    |                    |
|        | <p>特産品生産奨励補助金</p> <p>山間地域における特産品生産の支援のため、旧田辺市以外の地域で特産物生産事業を実施する者に対して補助を行う</p> <p>補 助 率 サカキ、ヒサカキ 70円/本<br/>シキミ 100円/本、梅 700円/本</p>  | 200    |                    |
|        | <p>過疎集落支援補助金</p> <p>集落機能の低下や地域資源管理の問題が深刻化する山村地域の過疎集落において、集落の生活環境の維持を図るため、高齢化率がおおむね70%以上の自治会が実施する事業に対して補助を行う</p> <p>給水施設の整備</p> <p>対象事業 給水施設整備（受益者1戸の場合に限る）</p> <p>補 助 率 補助対象事業費（上限100千円）の1/2</p> <p>給水施設・生活道等の維持管理</p> <p>対象事業 給水施設の点検や生活道の草刈り等の維持管理</p> <p>補 助 額 1,000円/時間・人</p> <p>簡易給水施設の水質検査費用の一部補助</p> <p>対象事業 簡易給水施設の水質検査</p> <p>補 助 率 1/2</p> | 100    |                    |

(単位 千円)

| 事 項       | 内 容  | 金 額    | 予算書ページ                     |
|-----------|--|--------|----------------------------|
| 山村振興対策    | <p>里山生活空間保全事業費補助金<br/>鳥獣害の防止や被害を及ぼすおそれのある立竹木から建屋等を守るため、建物に隣接する立竹木の伐採に対して補助を行う</p> <p>対象地域 山村振興法に基づく振興山村地域<br/>対象事業 建屋等の所有者が行う建屋等から30m以内の所有権を有しない立竹木の伐採<br/>補助率 建屋等1戸当たり対象事業費の1/2<br/>(上限100千円)</p> | 1,400  | 山村振興費<br>P133              |
|           | <p>山村地域の活性化<br/>他地域との交流、地域製品のPR等を通じて活力ある地域づくりを目指す</p> <p>翔龍祭実行委員会補助金 700千円<br/>こだま祭実行委員会補助金 750千円<br/>手作りカヌー体験事業費補助金 600千円</p>   | 2,050  |                            |
| 山村振興施設の管理 | 市内の山村振興施設の管理<br>紀州備長炭記念公園ほか6施設の管理費   | 9,874  | 山村振興<br>施設管理費<br>P133～P134 |
| 森林環境対策    | 林道の維持補修<br>市が管理する林道及び作業道の維持管理  | 44,215 | 林道維持費<br>P135              |
| 水産増養殖事業   | <p>①タイワンガザミ類放流育成事業費補助金 150千円<br/>事業主体 新庄漁協 600匹</p> <p>②鮎・アマゴ等放流事業費補助金 3,500千円<br/>事業主体 日高川漁協、富田川漁協、日置川漁協、<br/>熊野川漁協<br/>アマゴ 290,000尾 鮎 1,000,000尾ほか</p>   | 3,650  | 水産増養殖<br>事業費<br>P138       |
| 水産振興事業    | <p>水産活性化事業調査<br/>低迷する水産業の立て直しを図るため、各種事業の見直しや、新たな事業を検討するなど水産関連事業を再構築する</p> <p>事業期間 R2年度～R3年度<br/>総事業費 13,661千円<br/>事業内容 既存事業の評価、水産関連団体等への聞き取り調査、漁業者アンケート調査、優良・先進事例調査、重点プロジェクトの抽出ほか</p>              | 7,157  | 水産振興費<br>P138              |
|           | <p>漂流ごみ等運搬処理事業<br/>漁業者が船舶航行及び漁業操業に支障となるごみ等を回収した際に、運搬処理を行う</p>  | 792    |                            |

(単位 千円)

| 事 項           | 内 容   | 金 額   | 予算書ページ             |
|---------------|---|-------|--------------------|
| 水産振興事業        | 水産物販売促進事業費補助金<br>魚食普及、販売促進を目的に地場産品の販路拡大に向けたPR活動に対して補助を行う<br><br>対象水産物 市内で水揚げされた水産物<br>補 助 率 1/2   | 100   | 水産振興費<br>P138      |
|               | 藻場再生事業費補助金<br>磯焼けによる藻場の消失、衰退を防ぎ、漁場を回復させる事業に対して補助を行う<br><br>事業主体 新庄漁協<br>事業期間 H24年度～R 5年度<br>事業内容 ヒロメ及びヒジキ<br>事前事後調査、母藻採取・種付け、種付け<br>基質投入、有害生物除去ほか<br>補 助 率 1/2                    | 376   |                    |
| 漁業担い手対策       | 漁業就業体験事業<br>熟練の漁師とともに実際に漁師の仕事を体験してもらうことで漁業の担い手育成を推進する   | 175   | 175                |
|               | 新規漁業就業者支援事業費補助金<br>漁業従事者の確保及び水産物の安定供給と水産業の振興を図るため、新たに漁業を職業として就業する者に対して、免許取得支援費等の補助を行う<br><br>事業期間 H30年度～R 3年度<br>助成内容<br>免許取得支援費 補助率 1/2 補助限度額 90千円<br>漁業支度支援費 補助率 1/2 補助限度額 20千円 | 330   |                    |
| 物産交流推進事業      | 友好姉妹都市、首都圏及び各都市で開催されるイベントに参加し、相互の物産交流を通じて、地域産品の認知度の拡大を図るとともに、新規顧客の獲得のため、販売促進活動を行う   | 1,210 | 商工振興費<br>P139～P140 |
|               | 地域産品プロモーション事業<br>地場産業の振興を目的に、本市の地域産品を首都圏及び交流のある都市部において消費宣伝活動を行う<br><br>委 託 先 南紀みらい株式会社  | 1,250 | 商工振興費<br>P140      |
| 地域産品のブランド化の推進 | 地域ブランド推進事業<br>地域ブランド推進協議会が実施する地域産品の販路拡大等の取組に対して補助を行う  | 1,000 |                    |



(単位 千円)

| 事 項                | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ        |
|--------------------|---|--------|---------------|
| 企業誘致対策<br>(前ページから) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営支援奨励金<br/>県中小企業融資制度のうち新規開業資金又は成長サポート資金を利用した場合の信用保証料相当額<br/>新設の事業所に勤務する雇用者数が3人以上の事業者に対して賃借料1/2(3年、各期間1千万円限度)<br/>コールセンター、データセンターのみ通信回線使用料の1/2(3年、賃借料を合算し各期間1千万円限度)<br/>※要件は賃借料と同様<br/>※県補助を受けた場合は共に1/4補助</li> <li>・ 市有地の無償貸付け<br/>投下固定資産総額2億円以上、雇用者数10人以上の場合、市長が認める市有地を無償で貸付け(7年間限度)</li> </ul> |        | 商工振興費<br>P140 |
| ふるさと田辺応援<br>寄付金の返礼 | 地元特産品などのPR、販売促進及び地域経済の活性化を図るため、市外在住で年間1万円以上の寄付(ふるさと田辺応援寄付金)をされた方に対して、地域ブランド推進協議会加盟事業者から提供される産品を贈る   | 32,547 | 商工振興費<br>P139 |
| 中小企業支援対策           | 中小企業信用保証料補助金<br>和歌山県中小企業経営支援資金と小企業応援資金の一般枠及び小口枠の利用に係る信用保証料の1年間相当額に対して補助を行う  | 3,000  | 商工振興費<br>P140 |
|                    | 小企業資金利子補給補助金<br>日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資等に対する利子補給を行う<br><br>補給割合 1.0% 補給期間 3年間   | 23,000 |               |
|                    | 新規開業資金利子補給補助金<br>新規開業者を支援するため、日本政策金融公庫又は和歌山県の新規開業関係資金融資に対する利子補給を行う<br><br>補給割合 1.5% 補給期間 5年以内   | 4,400  |               |
|                    | 新型コロナウイルス感染症特別融資資金利子補給補助金<br>日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資等(新型コロナウイルス感染症関連)に対する利子補給を行う<br><br>小規模事業者経営改善資金等<br>補給割合 0.31% 補給期間 3年間<br><br>衛生環境激変特別貸付<br>補給割合 1.91% 補給期間 3年間   | 2,000  | 商工振興費<br>P141 |

(単位 千円)

| 事 項      | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ        |
|----------|---|--------|---------------|
| 中小企業支援対策 | <p>商工業診断指導事業</p> <p>経営の近代化及び合理化等に積極的に取り組む中小企業者や新規開業の中小企業者を支援するため、専門家による診断指導を行う</p> <p>1 件当たり 100千円</p>  | 1,000  | 商工振興費<br>P139 |
|          | <p>小規模事業者持続化補助金</p> <p>持続可能な経営を目指す計画に基づき、小規模事業者が取り組む販路開拓や業務の効率化に対して補助を行う</p> <p>補助率 1/2<br/>限度額 通常分 375千円<br/>          引上げ分 750千円 (買い物弱者対策など)</p>  | 3,000  | 商工振興費<br>P141 |
| 商店街活性化対策 | <p>商店街セットバック事業費補助金</p> <p>セットバック区域として認定された商店街地域の建物等の所有者が道路境界から2 m以上セットバックした場合に、1 m<sup>2</sup>当たり80千円の補助を行う</p> <p>限度額 4,000千円</p>  | 2,000  | 商工振興費<br>P140 |
|          | <p>商店街開業支援事業費補助金</p> <p>商店街地域での空き店舗の活用を促進するため、商店街地域以外からの移転出店及び新規出店事業者に、家賃の補助を行う</p> <p>対象地域 中心市街地内の商店街地域<br/>対象業種 小売業、飲食業、サービス業等<br/>補 助 率 家賃の1/2 (限度額50千円/月・6か月)</p>   | 2,250  | 商工振興費<br>P141 |
| 市街地活性化対策 | <p>市街地活性化施設の管理運営</p> <p>免税手続サービスによる商店街の消費活性化や外国人観光客へのおもてなし、街なか情報の発信や起業・創業支援など、来訪者と市民の多様な交流機会の創出を行い、市街地の活性化に取り組む</p> <p>委 託 先 南紀みらい株式会社 (指定管理)<br/>事業内容 物産販売等による地域産品の情報発信<br/>          起業・創業に関するセミナーや交流イベントの実施<br/>          消費税免税手続一括カウンター運営<br/>          施設の管理運営</p> | 33,000 | 商工振興費<br>P140 |
| 商工活性化事業  | <p>商工活性化事業費補助金</p> <p>事業者の連携による田辺商工フェアへ補助を行うことで、地域商工業の活性化を図る</p>  | 350    |               |
|          | <p>商工業活性化支援事業費補助金</p> <p>商工業の振興と活性化を図ることを目的として、商店街振興組合等が新規に実施する活性化事業に対して補助を行う</p> <p>活性化事業 (ソフト)<br/>補助率 1/2<br/>限度額 4,500千円</p>  | 500    |               |

(単位 千円)

| 事 項                     | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ             |
|-------------------------|---|--------|--------------------|
| 商工活性化事業                 | 創業支援事業費補助金<br>田辺市創業支援事業計画に基づき、市、経済団体及び金融機関などが連携し、創業者の経営安定と商工業の活性化を図る<br>事業内容 創業セミナーの開催に対する助成<br>補助率 2/3<br>限度額 1,000千円  | 1,000  | 商工振興費<br>P141      |
| 消費活性化事業                 | 個人番号カードの普及・利活用を促進し、地域における消費を喚起するため、国が推進するマイナポイントを活用した消費活性化事業の普及啓発に取り組む  | 600    | 商工振興費<br>P140      |
| サンティアゴ・デ・コンポステーラ市観光交流事業 | スペイン国ガリシア州サンティアゴ・デ・コンポステーラ市と締結した「観光交流協定」に基づき、観光交流事業を実施する<br><br>事業内容<br>① ツーリズムEXPOジャパンでの共同プロモーション<br>② 共通巡礼手帳の取組   | 1,350  | 観 光 費<br>P141～P142 |
| 田辺観光戦略推進事業              | 一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューローとの協働により、国内外からの誘客を促進するため、情報発信事業及び現地レベルアップ事業を実施する<br><br>プロモーション事業<br>・ ホームページ運営（日本語を含め6か国語）<br>・ パンフレット作成（日本語、英語版等）<br>・ 各種メディアを活用した情報発信（プレスツアー等）<br>・ サンティアゴ・デ・コンポステーラ市観光局共同プロモーション<br>・ 各種イベント、キャンペーンへの参加 | 35,700 | 観 光 費<br>P142      |
| 観光客の誘客促進                | とがの木茶屋再生事業<br>かつての人の営みや暮らしが感じられる文化的景観を復活させるとともに、世界に誇る縁側文化を活用しながら地域活性化を図る  | 1,505  | 観 光 費<br>P141～P142 |
|                         | プレミアム田辺味わい旅事業<br>世界遺産に登録されている熊野古道の魅力や豊かな地域資源に触れていただくため、市外在住で年間7万円以上の寄付（ふるさと田辺応援寄付金）をされた方に対して、本市を訪れていただくための観光商品を返礼品として提供する   | 1,000  | 観 光 費<br>P142      |
|                         | 観光イベント補助金<br>① 弁慶まつり 6,460千円<br>② 笠鉾協賛会 2,570千円<br>③ 木の郷マラソン 1,570千円<br>④ 清姫まつり 4,800千円<br>⑤ 大塔地球元気村 4,800千円<br>⑥ 八咫の火祭り 2,560千円<br>⑦ その他観光イベント 6,290千円   | 29,050 | 観 光 費<br>P143      |

(単位 千円)

| 事 項   | 内 容   | 金 額           | 予算書ページ        |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
|---|---|---------------|---------------|-------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|----------|------------|------------|-----|----------|----------|-------|
| 観光客の誘客促進  | <p>高野・熊野誘客促進事業</p> <p>高野を訪れる多くの来訪者を龍神・熊野地域に周遊させることを目的に、高野から熊野を結ぶアクセスバスを運行する</p> <p>運行期間 R 3. 4. 10～5. 31、R 3. 9. 18～11. 23<br/>運行区間 高野山駅前～本宮大社前</p>   | 5,000         | 観 光 費<br>P144 |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
|   | <p>スポーツ合宿・教育旅行等特別誘致事業（拡充）</p> <p>田辺スポーツパークの利用促進及び市内での宿泊を促進するため、スポーツ合宿、修学・教育旅行、M I C E（会議・研修等）を実施する団体の主催者又は企画・造成を行う旅行業者に対して助成を行う<br/>（拡充内容）<br/>感染症の影響が収まるまでの間、助成内容を拡充する</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>現 行</td> <td>拡 充 後</td> </tr> <tr> <td>対 象</td> <td>宿泊者が10人以上</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>要 件</td> <td>延べ30人泊以上/回</td> <td>延べ20人泊以上/回</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>宿泊延べ人数×1千円</td> <td>宿泊延べ人数×2千円</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>200千円/団体</td> <td>400千円/団体</td> </tr> </table> |               |               | 現 行   | 拡 充 後   | 対 象     | 宿泊者が10人以上 | 変更なし      | 要 件       | 延べ30人泊以上/回 | 延べ20人泊以上/回 | 助成額      | 宿泊延べ人数×1千円 | 宿泊延べ人数×2千円 | 上限額 | 200千円/団体 | 400千円/団体 | 6,000 |
|   |   | 現 行           |               | 拡 充 後 |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
|   | 対 象   | 宿泊者が10人以上     |               | 変更なし  |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
| 要 件   | 延べ30人泊以上/回  | 延べ20人泊以上/回    |               |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
| 助成額   | 宿泊延べ人数×1千円  | 宿泊延べ人数×2千円    |               |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
| 上限額   | 200千円/団体  | 400千円/団体      |               |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
| <p>団体旅行特別誘致促進事業（拡充）</p> <p>市内に1泊以上宿泊する団体旅行を実施する旅行会社又はバス会社等に対して助成を行う<br/>（拡充内容）<br/>感染症の影響が収まるまでの間、助成内容を拡充する</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>現 行</td> <td>拡 充 後</td> </tr> <tr> <td>対 象</td> <td>20人以上/台</td> <td>10人以上/台</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>バス台数×30千円</td> <td>バス台数×50千円</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>90千円/団体</td> <td>150千円/団体</td> </tr> </table> |   | 現 行           | 拡 充 後         | 対 象   | 20人以上/台 | 10人以上/台 | 助成額       | バス台数×30千円 | バス台数×50千円 | 上限額        | 90千円/団体    | 150千円/団体 | 4,200      |            |     |          |          |       |
|   | 現 行   | 拡 充 後         |               |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
| 対 象   | 20人以上/台   | 10人以上/台       |               |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
| 助成額   | バス台数×30千円   | バス台数×50千円     |               |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
| 上限額   | 90千円/団体   | 150千円/団体      |               |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
| <p>外国人観光客おもてなし事業</p> <p>外国人観光客に対する受入れ体制の充実を図るため、外国語併記メニューの作成支援やサイクリングマップの作成を行う</p> <p>事業内容<br/>①外国語併記メニュー作成支援<br/>市内の宿泊事業者等を対象としたメニュー等の英語併記や会話ツールの作成支援<br/>②市街地周辺サイクリングマップ（英語版）作成</p>   | 1,000   | 観 光 費<br>P142 |               |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
| <p>W世界遺産のまち田辺市への誘客促進事業</p> <p>観光客の誘客促進を図るため、観光P R等の取組を行う</p> <p>事業内容 旅行商品企画促進事業<br/>田辺市周遊旅行商品に対する記念品交付</p>  | 300   | 観 光 費<br>P143 |               |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |
| <p>観光アクセスバス運行支援事業</p> <p>世界遺産である長尾坂・潮見峠越への二次交通を充実し、来訪者の利便性の向上を図るため、紀伊田辺駅から長尾坂間の観光専用バスの運行に対して補助する</p> <p>運行区間 紀伊田辺駅から長尾口バス停まで<br/>運行期間 R 3. 4. 1～R 4. 3. 31の週末2日</p>   | 1,660   |               |               |       |         |         |           |           |           |            |            |          |            |            |     |          |          |       |

(単位 千円)

| 事 項                          | 内 容   | 金 額     | 予算書ページ             |
|------------------------------|---|---------|--------------------|
| 観光客の誘客促進                     | 観光地域づくり支援事業<br>観光客の誘客促進及び利便性向上を図るため、各種サービスを提供する拠点施設の運営に対して支援を行う<br><br>事業期間 R 2 年度～R 4 年度<br>対象経費 各種サービスを提供する拠点施設の運営費用<br>補助率 補助対象経費の1/2以内  | 1,600   | 観 光 費<br>P144      |
| 観光施設の管理                      | ①観光案内施設 (3施設) 31,437千円<br>②物産販売施設 (6施設) 13,965千円<br>③宿泊施設 (2施設) 4,909千円<br>④温泉施設 (3施設) 14,367千円<br>⑤キャンプ場 (8施設) 8,741千円<br>⑥海水浴場 (1か所) 11,195千円<br>⑦公衆トイレ (44か所) 46,467千円<br>⑧その他(護摩壇山森林公園ほか) 19,618千円  | 150,699 | 観 光 費<br>P141～P143 |
| 街なか誘客促進                      | 街なかへの誘客促進を図るため、扇ヶ浜周辺エリアにおいて各種取組を行う<br><br>①扇ヶ浜海水浴場への海上遊具設置<br>期 間 7月中旬～8月中旬<br>時 間 9:00～18:00<br>利用料金 無料<br><br>②スポーツビーチの開設<br>期 間 5月～10月<br>運営形態 無人(コートは期間中常設)<br>利用料金 無料<br>内 容 バレー3面、テニス1面、サッカー1面、<br>フライングディスク1面<br>海上は動力を使わないマリンスポーツ場として利用(スタンドアップパドルボードやシーカヤックなど) | 3,260   |                    |
| 田辺・弁慶映画祭<br>事業費補助金           | 田辺・弁慶映画祭を情報発信媒体として開催することにより、地域ブランド化を推進するとともに、交流人口の増加により地域活性化を図る   | 3,000   | 観 光 費<br>P143      |
| 和みわかやまキャン<br>ペーン推進協議<br>会負担金 | 和歌山県、市町村、観光に関わる団体等が相互に連携し、観光客の誘致拡大を図るとともに、持続可能な観光地づくりを通じ地域の活性化に寄与する事業を実施する<br><br>事業内容<br>①誘客宣伝事業<br>メディアによる情報発信、観光素材集の制作・活用<br>②受入れ対策事業<br>和みわかやまっぷwithスタンプラリーほか   | 346     |                    |

(単位 千円)

| 事 項                  | 内 容   | 金 額     | 予算書ページ  |
|----------------------|---|---------|---|
| 世界遺産熊野本宮館の管理運営       | 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を保全・継承するとともに、その貴重な資源や熊野の魅力を広く世界に発信する<br>また、世界遺産熊野本宮の魅力を発信するため、各種イベントを実施する<br><br>世界遺産熊野本宮館イベント<br>R 3. 8月頃 自然観察会<br>R 3. 12月頃 講演会（テーマ「世界遺産」「熊野」）<br>R 4. 3月頃 熊野古道ウォークイベント    | 20,292  | 世界遺産熊野本宮館運営費<br>P144～P145   |
| 自然公園等の保全管理           | 自然公園等の保全活動や維持管理<br>①ふるさと自然公園センター 7,534千円<br>自然体験及び観察教室の開催など<br>②皆地いきものふれあいの里 2,251千円<br>施設の維持管理<br>③その他の自然公園 2,879千円  | 12,664  | 自然公園等管理費<br>P145～P146   |
|                      | 吉野熊野国立公園天神崎における園地整備<br>国立公園を訪れる利用者が快適に利用できるよう、施設の改修を行う<br><br>公衆トイレ 2か所   | 2,000   | 自然公園等管理費<br>P145  |
| 生活環境対策               | 市民生活に密着した道路・水路・公園等の維持補修<br>道路維持 198,528千円<br>市内各地の道路補修及び側溝改修等<br>橋梁維持 116,400千円<br>道路構造物定期点検（R 3年度 橋梁102橋）<br>市内各地の橋梁補修等<br>水路維持 52,400千円<br>市内各地の水路補修等<br>公園管理 86,879千円<br>都市公園23施設、小公園等98施設 | 454,207 | 道路維持費<br>P149<br>橋梁維持費<br>P151<br>水路維持費<br>P153<br>公園管理費<br>P158～P159 |
| 地形図の更新               | 都市計画の基礎データである地形図を最新情報に更新する<br><br>総事業費 26,991千円<br>事業期間 R 2年度～R 3年度   | 17,208  | 都市計画総務費<br>P156   |
| 花とみどりのまちづくり          | 花とみどりいっぱい運動助成事業 3,600千円<br>上限60千円 60団体<br>市内各地景観対策 1,150千円  | 4,750   | 都市計画総務費<br>P157   |
| 全日本花いっぱい田辺大会開催に向けた取組 | R 4年度に開催予定の全日本花いっぱい田辺大会に向けて、開催機運の醸成を図るための各種取組を行う<br><br>全日本花いっぱい田辺大会<br>開催日 R 5. 3. 25（予定）<br>会 場 紀南文化会館、新庄総合公園ほか   | 3,932   | 都市計画総務費<br>P155～P157  |

(単位 千円)

| 事 項                | 内 容  | 金 額    | 予算書ページ                                       |        |           |             |       |               |       |         |   |
|--------------------|--|--------|--|--------|-----------|-------------|-------|---------------|-------|---------|---|
| 公営住宅管理事業           | <p>公募停止住宅共益費補助金<br/>市が政策的に新規入居者の募集停止をした市営住宅において、入居者の共益費負担を軽減するため、対象費用の一部を補助する</p> <p>対象費用 浄化槽維持管理経費<br/>対象住宅 1 団地</p>  | 288    | 住宅管理費<br>P161                                |        |           |             |       |               |       |         |   |
|                    | <p>空戸増加住宅共益費補助金<br/>一定戸数の空きが継続している市営住宅において、入居者の共益費負担を軽減するため、対象費用の一部を補助する</p> <p>対象費用 浄化槽維持管理経費及び共用部分の電気、水道料金</p>   | 400    | 住宅管理費<br>P162                                |        |           |             |       |               |       |         |   |
| 緊急度判定体系活用推進事業      | 緊急度の高い傷病者をより迅速に救急搬送できるよう、救急車の要請に迷った場合の相談窓口サービスとして、救急安心センターサービス（#7119）を実施する   | 3,493  | 常備消防費<br>P163～P164                           |        |           |             |       |               |       |         |   |
| 上富田消防受託事業          | <p>上富田町からの受託事業として、上富田町域における消防業務を実施する</p> <p>田辺消防署上富田分署<br/>業務開始 H9.4.1<br/>体制 分署長 1人<br/>消防第1係 5人 消防第2係 5人<br/>消防第3係 5人 計 16人</p> <p>受託事務範囲 火災、救急、救助、予防<br/>経費負担区分 受託事業に係る経費は上富田町が負担</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>受託消防費分</td> <td>9,452千円</td> </tr> <tr> <td>常備消防費分</td> <td>170,879千円</td> </tr> <tr> <td>一般管理費分（共済費）</td> <td>623千円</td> </tr> <tr> <td>人事管理費分（健康検査等）</td> <td>257千円</td> </tr> </table> | 受託消防費分 | 9,452千円                                      | 常備消防費分 | 170,879千円 | 一般管理費分（共済費） | 623千円 | 人事管理費分（健康検査等） | 257千円 | 181,211 | 一般管理費<br>P61<br>人事管理費<br>P64<br>常備消防費<br>P162～P165<br>上富田消防受託費<br>P168～P169 |
| 受託消防費分             | 9,452千円  |        |  |        |           |             |       |               |       |         |   |
| 常備消防費分             | 170,879千円  |        |  |        |           |             |       |               |       |         |   |
| 一般管理費分（共済費）        | 623千円  |        |  |        |           |             |       |               |       |         |   |
| 人事管理費分（健康検査等）      | 257千円  |        |  |        |           |             |       |               |       |         |   |
| 教育委員会の事務事業評価委員会の開催 | <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行う</p> <p>委員 5人</p>   | 65     | 教 育<br>委 員 会 費<br>P170                       |        |           |             |       |               |       |         |   |
| 不登校、いじめ問題対策        | <p>不登校児童・生徒相談、適応指導教室、電話相談の実施等<br/>専任指導員 3人（教育研究所）</p> <p>不登校問題対策委員会の開催 委員 9人<br/>いじめ問題対策連絡協議会の開催 委員 10人<br/>いじめ問題専門委員会の開催 委員 5人</p>  | 6,026  | 教 育<br>委 員 会 費<br>P169～P170<br>教育指導費<br>P172 |        |           |             |       |               |       |         |   |
|                    | <p>学級集団アセスメントの実施<br/>いじめ、不登校への対応を図り、学級、学校運営に生かすため、児童・生徒の学校生活における満足度と意欲、学級集団の状態を調べることができるアンケートを実施する<br/>対象 小学4年生～中学3年生</p>  | 1,292  | 教育指導費<br>P173                                |        |           |             |       |               |       |         |   |

(単位 千円)

| 事 項           | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ             |
|---------------|---|--------|--------------------|
| 外国青年招致事業      | 小・中学校外国語指導助手 6人   | 26,856 | 教育指導費<br>P172～P173 |
| 教育指導体制の充<br>実 | 特別支援教育支援員の配置<br>小・中学校において、学習活動上のサポート等が必要な児童・生徒に対する支援員を配置する  | 42,300 | 教育指導費<br>P172      |
|               | 日本語指導助手の配置<br>日本語指導が必要な児童・生徒の増加に伴い、教員免許を持った指導助手を配置する  | 2,101  |                    |
|               | 学校司書の配置<br>児童・生徒の読書環境の整備及び各教科の授業における調べ学習の際の図書選定の手助けなど、児童・生徒の図書との橋渡しを行うことを目的に、地域性を考慮し中学校区を基本とした標準冊数の多い中学校区へ学校司書を配置する<br><br>R 3年度配置 小学校 田辺第三小学校ほか5校<br>中学校 明洋中学校ほか3校 | 3,365  |                    |
|               | スクールソーシャルワーカーの配置<br>いじめや不登校、虐待、貧困など学校や日常生活において児童・生徒が直面する様々な問題を、家族や友人、学校、地域など周囲の環境への働きかけにより解消するため、スクールソーシャルワーカーを配置する<br><br>配置場所 田辺市教育研究所<br>配置人員 2人                 | 2,332  |                    |
|               | 運動部活動指導員の配置<br>競技経験のない顧問教員が1人で指導している中学校運動部に対して、より安全かつ効果的な活動を確保するとともに、多様な人材の参画による学校の教育力向上のため、運動部活動指導員を配置する<br><br>R 3年度配置 明洋中学校サッカー部ほか6運動部<br>各部1人                   | 4,160  |                    |
|               | 英語指導力向上事業<br>小学校での英語の教科化を踏まえ、指導力向上と授業改善を図るため、小・中学校の教員を対象とした研修を実施する  | 780    |                    |
|               | I C Tを活用した学習活動の推進（新規）<br>小・中学校におけるI C Tを活用した学習活動を推進する   | 10,000 | 教育指導費<br>P173      |
| 学校安全総合支援事業    | 災害を生き抜く力、自主性、コミュニケーション力、地域に貢献する気持ちなどを高め合うため、市内各中学校の代表生徒が防災をテーマに交流する   | 500    | 教育指導費<br>P172      |

(単位 千円)

| 事 項                   | 内 容  | 金 額   | 予算書ページ        |
|-----------------------|--|-------|---------------|
| 特色ある学校づくり推進事業         | 優れた芸術や文化に触れ合える機会の創出や総合的な学習の充実等により、特色のある学校づくりを目指す<br><br>講師・団体謝礼 20～25校分  | 550   | 教育指導費<br>P172 |
| 授業研究事業                | 本市の教育実践を推進するため、研究校2校を3年間指定し、小・中学校の課題研究実践の普及を図る<br>また、特別支援教育や、へき地複式教育に係る研究実践を進める  | 1,362 |               |
| 進路指導事業                | 自分の生き方を考え、社会人として自立する力を育成するため、中学生を対象とした職場体験事業を実施する<br><br>職場体験校 14校   | 450   |               |
| 地域語り部活動事業<br>(ゼロ予算事業) | ふるさとを愛し、地域に誇りを持った子供を育成するため、自分の住む地域の名所・旧跡・特産品等について学習するとともに、保護者や住民、地域を訪れる人々に語り継ぐ「地域語り部活動」を実施する   | —     | —             |
| 安心・安全メールの配信           | 不審者の目撃情報や発生事案等をパソコン又は携帯電話へのメール登録者に配信することで、子供等への安心・安全確保に取り組む  | 132   | 教育指導費<br>P173 |
| 高等教育への支援              | 高等学校通学費等助成金<br>高等学校修学のための通学及び下宿（入寮）に要する経費の一部を助成することで、保護者負担の軽減と教育の振興を図る<br><br>助成対象 保護者が本市に在住する世帯で、御坊市以南の高等学校等に通学又は下宿（入寮）し、通学費又は下宿（寮）費を月額12,000円以上負担する世帯（所得制限あり）<br>助成金額 月額通学費の1/3以内<br>ただし、月額10,000円・年間10か月分を限度<br>月額下宿（寮）費（食費を除く）の1/3以内<br>ただし、月額 5,000円・年間10か月分を限度 | 5,100 | 教育振興費<br>P173 |
|                       | 紀南看護専門学校授業料等減免に対する負担金<br>国の高等教育無償化に伴い、紀南看護専門学校が実施する授業料・入学準備金の減免による減収分を負担する   | 3,809 |               |

(単位 千円)

| 事 項          | 内 容  | 金 額    | 予算書ページ                      |
|--------------|--|--------|-----------------------------|
| 高等教育への支援     | 奨学貸付金<br>経済的な理由により修学が困難な者に奨学金を貸与するとともに、大学、短大等入学準備時の保護者負担を軽減するため、入学準備金を貸与する<br><br>修学奨学金<br>大学生 月額 30,000円<br>月額 20,000円 (入学準備金併用者)<br>短大生等 月額 30,000円<br>月額 15,000円 (入学準備金併用者)<br>高校生等 月額 10,000円<br><br>入学準備金<br>大学生、短大生等 500,000円以内<br>※入学前から貸付け対象<br>人 数<br>修学奨学金<br>新規分 大学生10人 短大生等 5人 高校生等 5人<br>継続分 大学生12人 短大生等 5人 高校生等 5人<br>入学準備金<br>大学生、短大生等 5人 | 14,860 | 教育振興費<br>P173               |
| キャリア・パスポート事業 | 児童・生徒が主体的に学ぶ力を育み、自己実現につなげるため、小学校から高等学校までの学年・校種を超えて、自己の学習状況等の記録を蓄積していく  | 60     | 小 学 校<br>教育振興費<br>P175      |
| 緑育推進事業       | 森林の持つ多面的機能の重要性を学ぶため、森林に親しむ森林体験学習活動を実施する<br><br>実施校 11校   | 1,181  | 小 学 校<br>教育振興費<br>P175～P176 |
| 情報教育の推進      | 小学校<br>普通教室、特別教室に整備しているパソコン・付属機器等に係るリース料   | 92,150 | 小 学 校<br>教育振興費<br>P176      |
|              | 中学校<br>普通教室、特別教室に整備しているパソコン・付属機器等に係るリース料   | 49,632 | 中 学 校<br>教育振興費<br>P178      |
| 校務支援システムの活用  | 学籍・出欠・成績情報等を一元管理する校務支援システムを活用し、校務の標準化や効率化を図る<br>小学校 全25校<br>中学校 全14校   | 2,955  | 小 学 校<br>教育振興費<br>P176      |
|              |  | 1,726  | 中 学 校<br>教育振興費<br>P178      |

(単位 千円)

| 事 項                | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ   |
|--------------------|---|--------|--|
| 学校教育備品の充実          | 小学校<br>学校図書 9,745千円<br>教材備品 7,130千円<br>理科備品 1,848千円   | 18,723 | 小 学 校<br>教育振興費<br>P176                           |
|                    | 中学校<br>学校図書 6,011千円<br>教材備品 6,664千円<br>理科備品 840千円   | 13,515 | 中 学 校<br>教育振興費<br>P179                           |
|                    | 幼稚園<br>園用図書 500千円   | 500    | 幼 稚 園<br>教育振興費<br>P181                           |
| 体育・文化活動児童・生徒派遣費補助金 | 児童・生徒の体育・文化活動派遣費補助金<br>クラブ、文化活動での県及び全国大会等への参加に対し、<br>交通費の補助を行う<br><br>開催地が市内の場合 27.5%<br>開催地が市外の場合 55.0%  | 3,100  | 小 学 校<br>教育振興費<br>P176<br>中 学 校<br>教育振興費<br>P179 |
| 修学旅行感染症対策支援補助金     | 感染症防止対策を行い、安全に修学旅行が実施できるよう、<br>必要となる経費を補助する<br><br>対象経費 バスの増便・大型化<br>宿泊施設の部屋増加、食事の個食化、<br>キャンセル料金   | 5,500  |  |
| 要保護・準要保護児童・生徒援助費   | 所得制限等一定の基準により、児童・生徒の学用品費、修学<br>旅行費等の一部や学校給食費を支給する   | 80,000 |  |
| スクールバスの運行          | 小学校<br>龍神3路線、中辺路6路線、大塔2路線、本宮2路線   | 55,500 | 小 学 校<br>ス ク ー ル<br>バス運行費<br>P176                |
|                    | 中学校<br>龍神3路線、大塔2路線、本宮4路線  | 61,000 | 中 学 校<br>ス ク ー ル<br>バス運行費<br>P179                |
| 小・中学校児童・生徒用机木質化事業  | 森林環境譲与税を財源として、児童・生徒用机の天板を紀州材により木質化することで、学校生活の中で木に触れる機会を増やし、併せて地元材の普及・活用を図る<br><br>事業期間 R2年度～<br>R3年度 生徒用机 770台<br>対 象 校 中学校8校<br>衣笠中学校、上秋津中学校、秋津川中学校<br>龍神中学校、中辺路中学校、近野中学校<br>大塔中学校、本宮中学校 | 10,000 | 中 学 校<br>管 理 費<br>P178                           |

(単位 千円)

| 事 項     | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ               |
|---------|---|--------|----------------------|
| 幼児教育の充実 | <p>預かり保育事業<br/>保育需要の多様化に対応し、子育て支援の一環として、市立4幼稚園において預かり保育を実施する</p> <p>実施日 平日<br/>8/13～15、12/29～1/3を除く</p> <p>実施時間<br/>通常授業日 PM2:30～PM6:30<br/>半日授業日 AM11:30～PM6:30<br/>長期休業日・振替休日 AM8:30～PM6:30<br/>早朝 AM7:30～AM8:30</p> <p>対象児 当該幼稚園に在園する園児</p> <p>保育料<br/>通常・半日授業日 日額200円<br/>長期休業日・振替休日 日額400円<br/>早朝 日額50円<br/>※おやつ代・教材費は別途徴収</p> <p>※保育の必要性の認定を受ければ、預かり保育料は無償化</p> | 8,816  | 幼稚園<br>管理費<br>P180   |
|         | <p>一時預かり事業（幼稚園型）<br/>子ども・子育て支援新制度に基づき、私立幼稚園・認定こども園への委託により、在園児（1号認定）を対象に預かり保育を実施する</p> <p>委託料単価<br/>平日 1日1人当たり400円<br/>休日 1日1人当たり800円<br/>長期休暇（8時間未満） 1日1人当たり400円<br/>長期休暇（8時間以上） 1日1人当たり800円<br/>長時間加算<br/>2時間未満 1日1人当たり150円<br/>2時間以上3時間未満 1日1人当たり300円<br/>3時間以上 1日1人当たり450円<br/>※利用料については園が設定</p>   | 7,666  | 幼稚園<br>教育振興費<br>P181 |
|         | <p>子育て支援施設等利用給付費負担金（幼稚園）<br/>幼児教育の無償化に伴い、私立幼稚園・認定こども園に対し、子育て支援施設等利用給付費を支給する</p> <p>保育料・入園料の無償化上限額 月額25,700円<br/>預かり保育料無償化上限額<br/>3歳児クラス以上 月額11,300円<br/>満3歳児クラス 月額16,300円<br/>※無償化には保育の必要性の認定が必要<br/>※満3歳児クラスは非課税世帯のみ無償化</p>  | 70,802 |                      |
|         | <p>幼稚園給食費補助金<br/>幼児教育の無償化の一環として、低所得世帯及び多子世帯に対し、給食費のうち副食材料費を補助する</p> <p>対 象 年収360万円未満世帯の園児<br/>第3子以降の園児<br/>無償化上限額 月額4,500円</p>  | 2,934  |                      |

(単位 千円)

| 事 項            | 内 容  | 金 額    | 予算書ページ            |
|----------------|--|--------|-------------------|
| 施設型給付費負担金(幼稚園) | 子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、施設型給付費を支給する<br><br>シオン幼稚園 利用定員90人  | 58,549 | 幼稚園教育振興費 P181     |
| 木のぬくもりプレゼント事業  | 子供の頃から身近に木のぬくもりを感じ、豊かな心を育む子育てに資するため、7か月児健診又は11か月児相談日において地元産材を用いた木製玩具を贈る  | 1,000  | 社会教育総務費 P182      |
| 青少年センターの運営     | 田辺市、上富田町青少年センター協議会に要する経費<br>協議会負担金<br>負担割合 田辺市83.30% 上富田町16.70%<br>派遣教員等 2人(社会教育総務費人件費に含む)<br>会計年度任用職員 2人  | 9,763  | 社会教育総務費 P182～P183 |
| 文化の保全・継承・活用    | 熊野古道の管理<br>世界遺産に登録された広範囲にわたる文化遺産(熊野古道)を恒久的に保存していくため、パトロール、草刈り、古道の修繕等、適切な維持管理に努める   | 6,864  | 文化財費 P184         |
|                | 熊野古道の森保全事業<br>世界遺産熊野古道の文化的景観を保全するとともに、50年後、100年後の景観的・観光的価値を高めるため、熊野古道の森を守り育む未来基金(通称くまもり募金)を活用し、将来にわたり熊野古道周辺の森林を適切に管理する   | 200    |                   |
|                | 世界遺産(史跡)熊野参詣道の保存活用計画の策定<br>世界遺産に登録されている史跡熊野参詣道について、適切な管理と整備、活用を図るための保存活用計画を策定する<br><br>R3年度 保存活用計画策定委員会の開催<br>現地調査・検討会・保存活用計画の策定   | 1,000  |                   |
|                | 田辺祭総合調査事業<br>田辺祭の総合調査を実施し、国指定文化財への格上げを目指すとともに、後世に保存・継承する<br><br>事業期間 H29年度～R6年度<br>総事業費 70,620千円<br>事業内容 ①笠鉦・祭礼行事の記録保存ほか<br>事業主体 田辺祭を活かした地域活性化事業実行委員会<br>事業期間 H29年度～R3年度<br>事業費 51,620千円<br>②笠鉦・音楽・文書など関連項目の調査、報告書作成<br>事業主体 市<br>事業期間 R4年度～R6年度<br>事業費 19,000千円<br>R3年度 田辺祭を活かした地域活性化事業の一部として鬮雞神社の神事や準備等の伝承用映像記録作成を実施する実行委員会に対して補助を行う | 1,100  |                   |

(単位 千円)

| 事 項       | 内 容  | 金 額    | 予算書ページ              |
|-----------|--|--------|---------------------|
| 生涯学習推進事業  | <p>公民館事業</p> <p>地域における生涯学習活動の拠点として、地区公民館単位の「第2次地域生涯学習計画」に基づき、地域住民の多様化する学習ニーズに対応した各種事業の実施や交流の促進を図るとともに、地域の活性化に向けた取組を行う</p> <p>中央公民館（生涯学習課）</p> <p>（田 辺：地区公民館16<br/>龍 神：地区公民館1、分館7<br/>中辺路：地区公民館1、分館4<br/>大 塔：地区公民館1、分館3<br/>本 宮：地区公民館1、分館4）</p> | 11,669 | 公民館費<br>P185～P186   |
|           | <p>学社融合推進協議会の運営</p> <p>学校、保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校の運営改善、児童・生徒の健全育成並びに地域と学校が連携及び協働して行う地域を創生し、又は活性化する様々な取組を行う</p>  | 1,495  |                     |
|           | <p>家庭教育支援事業</p> <p>子育てや育児に関して悩む親が増加傾向にある中で、子育てに関する学習機会や情報の提供等、家庭教育支援の充実を図る</p> <p>事業内容<br/>家庭教育支援講座の開催（年5回）</p>  | 400    |                     |
|           | <p>第2次田辺市生涯学習推進計画後期基本計画の策定（新規）</p> <p>H30年3月に策定した第2次田辺市生涯学習推進計画について、前期基本計画期間（H30年度～R4年度）の終了に伴い、新たに後期基本計画を策定する</p> <p>計画期間 R5年度～R9年度</p>  | 1,100  | 社会教育<br>活動費<br>P190 |
|           | <p>生涯学習振興大会の開催</p> <p>生涯学習に関する活動発表の場を提供することにより、市民一人ひとりの生涯学習活動への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、生涯学習の一層の振興を図る</p> <p>事業内容 ①社会教育功労者表彰<br/>②生涯学習フェスティバル<br/>(体験、学習成果の発表等)</p> <p>日 程 R3.11.27～11.28</p>   | 611    |                     |
|           | <p>まちづくり学びあい講座の実施（ゼロ予算事業）</p> <p>要望に応じて、市民の自主的な集会や勉強会に、市職員等が出向き、講師を務めることにより、市民の皆さんに学習の機会を提供する</p>  | —      | —                   |
| ブックスタート事業 | <p>絵本を介して肌のぬくもりを感じながら言葉と心を通わせるきっかけをつくり、子供の健やかな成長と保護者の子育てを応援するため、7か月児健診又は11か月児相談日において絵本を贈る</p>  | 500    | 図書館費<br>P187        |

(単位 千円)

| 事 項     | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ                |
|---------|---|--------|-----------------------|
| 図書館運営事業 | 蔵書の充実<br>図書の計画的な購入により、図書館蔵書の充実を図る   | 16,059 | 図書館費<br>P189          |
| 放課後子供対策 | 放課後子ども教室の開設<br>放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子供たちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する<br><br>龍神地区 龍神市民センター内ほか<br>稲成小学校区 稲成小学校内ほか<br>鮎川小学校区 大塔総合文化会館内ほか   | 800    | 社会教育<br>活 動 費<br>P190 |
|         | 山村地域における子供の居場所づくり事業<br>学童保育所未設置の行政局管内において、夏休み等の長期休業日中に子供が安心して安全に過ごせる居場所づくりを行う<br><br>龍神地区 龍神市民センター<br>本宮地区 本宮公民館  | 2,486  |                       |
| 児童館事業   | 学校・家庭・地域社会が一体となり、子供の居場所づくりに努め、健全な遊びを通して、児童の健康の増進及び情操を豊かにすることを目的に事業を実施する   | 4,399  | 児童館費<br>P191～P192     |
| 文化振興事業  | 第36回国民文化祭、第21回全国障害者芸術・文化祭の開催<br><br>第36回国民文化祭・わかやま2021<br>第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会（日程）<br>開会式 日程 R 3.10.30 会場 和歌山ビッグホエール<br>閉会式 日程 R 3.11.21 会場 和歌山県民文化会館<br><br>本市主催事業<br>分野別交流事業<br>きのくに吟剣詩舞の祭典<br>日程 R 3.11.3 会場 紀南文化会館<br>全国邦楽合奏フェスティバルin田辺<br>日程 R 3.11.6～11.7 会場 紀南文化会館<br>世界のダンスフェスティバル<br>日程 R 3.11.13～11.14 会場 紀南文化会館<br>障害者交流事業<br>田辺市福祉文化祭<br>日程 R 3.11.14 会場 田辺スポーツパーク<br><br>本市で開催される事業<br>地域文化発信事業<br>ニューバレエ コラボレーション<br>紀の国わかやま文化祭2021「交流茶会in熊野」<br>紀の国わかやま文化祭2021「人形劇祭り」<br>第15回田辺・弁慶映画祭<br>紀の国トレイナート2021紀伊半島美術館プロジェクト | 26,083 | 文化振興費<br>P192～P193    |
|         | 紀南文化会館の管理運営<br>委託先 株式会社ケイミックスパブリックビジネス（指定管理）  | 76,579 | 文化振興費<br>P193         |

(単位 千円)

| 事 項          | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ                      |
|--------------|---|--------|-----------------------------|
| 文化振興事業       | 文化事業の実施<br>文化意識の高揚を図るため、自主的、創造的な文化活動の支援を行うとともに、優れた芸術鑑賞の機会を提供する<br><br>紀南合唱祭 R 3. 9. 8<br>白鳥の湖 R 3. 9. 10<br>吹奏楽祭 R 3. 9. 23<br>尺八ワールドライブ R 3. 11. 6<br>ドラム・タオ R 3. 11. 16<br>ニューイヤーガラコンサート R 4. 1. 10<br>小曾根真 R 4. 2. 6<br>大阪交響楽団名曲セレクション R 4. 3. 20<br>その他   | 19,807 | 文化振興費<br>P192～P193          |
| 「成人の日」記念式典開催 | 「成人の日」記念式典を開催する<br><br>R 2年度の記念式典<br>日 程 R 3. 5. 4 (祝)<br>場 所 紀南文化会館<br>※R 2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により記念式典の開催を延期<br><br>R 3年度の記念式典<br>日 程 R 4. 1. 9 (成人の日の前日)<br>場 所 紀南文化会館  | 2,259  | 成人式典費<br>P193               |
| 令和2年度新成人応援事業 | 記念式典が延期や短縮・簡素化され、20歳という節目に十分に祝福できない状況となったR 2年度の新成人に対し、ふるさと田辺の地域産品を贈る  | 5,267  |                             |
| 美術館運営事業      | 展覧会事業<br><br>田辺市立美術館<br>(小企画展) 開館25周年記念コレクション展Ⅰ・Ⅱ<br>R 3. 4. 24～6. 27<br>(特 別 展) 高橋周桑展 R 3. 7. 17～9. 12<br>(特 別 展) きのくにの三画人<br>Ⅰ 祇園南海 R 3. 10. 2～11. 7<br>Ⅱ 桑山玉洲 R 3. 11. 13～12. 19<br>Ⅲ 野呂介石 R 3. 12. 25～R 4. 2. 6<br>(小企画展) 開館25周年記念コレクション展Ⅲ・Ⅳ<br>R 4. 2. 19～3. 27<br>熊野古道なかへち美術館<br>(小企画展) 鈴木理策 R 3. 4. 24～6. 27<br>(特 別 展) 現代の織Ⅴ 中野恵美子<br>R 3. 7. 17～9. 12<br>(特 別 展) 土屋仁応 森の神話<br>R 3. 10. 2～11. 28<br>※上記の展覧会のほか、講師とともに「熊野」をテーマに参加者が創作活動を行うワークショップを開催予定<br>(R 4年3月中旬、9日間) | 65,340 | 美 術 館<br>運 営 費<br>P193～P196 |

(単位 千円)

| 事 項                 | 内 容   | 金 額    | 予算書ページ                      |
|---------------------|---|--------|-----------------------------|
| 南方熊楠翁顕彰事業           | 南方熊楠翁顕彰事業委託料 6,500千円<br>蔵書資料の調査・整備、講演会・展示会の開催ほか<br>南方熊楠賞運営委託料 3,900千円<br>南方熊楠翁顕彰事業費補助金 2,200千円<br>南方熊楠邸維持管理費 1,719千円<br>南方熊楠顕彰館維持管理費 12,754千円<br>南方熊楠翁顕彰基金積立金 287千円<br>その他 430千円                | 27,790 | 南方熊楠翁<br>顕彰事業費<br>P196～P197 |
| スポーツ合宿・大会誘致推進事業     | スポーツ・ツーリズム・コーディネーターの配置<br>スポーツを活用した交流人口の増加と地域経済の活性化を図るため、スポーツ合宿や各種スポーツ大会の誘致に向け、積極的な営業活動を行うスポーツ・ツーリズム・コーディネーターを配置する  | 3,540  | 保健体育<br>総務費<br>P197         |
| 東京2020オリンピック聖火リレー事業 | 東京2020オリンピック・パラリンピックを市民が身近に感じる機会を創出するため、聖火リレーを実施する<br><br>事業内容 聖火リレー<br>実施日 R3.4.9<br>走路区間 文里芝グラウンド<br>～紀南文化会館前   | 3,770  | 保健体育<br>総務費<br>P197～P198    |
| 生涯スポーツの普及・振興        | ①スポーツ指導者の養成<br>②ジュニアの育成<br>③ニュースポーツの普及<br>④青少年近畿・全国スポーツ大会参加費補助金   | 7,829  |                             |
|                     | 夢の教室事業<br>スポーツへの興味・関心を高め、スポーツの裾野を広げるとともに、子供の健全育成を図るため、JFA（公益財団法人日本サッカー協会）こころのプロジェクト「夢の教室」を実施する<br><br>事業期間 R3年度～R6年度<br>対象児童 小学5年生<br>R3年度 三栖小、長野小、龍神小、上山路小<br>中山路小、咲楽小、中辺路小、近野小<br>鮎川小、三里小、本宮小 | 1,100  | 保健体育<br>総務費<br>P198         |
| 駅伝、マラソン大会の開催        | ①市民駅伝・ジュニア駅伝大会 724千円<br>②熊野本宮八咫鳥駅伝大会（補助金） 300千円<br>③関西実業団対抗駅伝競走大会（補助金） 2,300千円<br>龍神村開催30周年を記念し、関西実業団陸上競技連盟登録選手を招いた陸上競技教室などのイベントを併せて実施する<br>④近野山間マラソン大会（補助金） 300千円                              | 3,624  | 保健体育<br>総務費<br>P197～P199    |
| 植芝盛平翁顕彰事業           | 植芝盛平翁顕彰会補助金<br>翁の足跡、功績の調査・研究や翁を顕彰する事業（奉納演武・故郷を訪ねて等）に対して補助を行う  | 2,000  | 保健体育<br>総務費<br>P198         |

(単位 千円)

| 事 項                         | 内 容   | 金 額       | 予算書ページ                  |
|-----------------------------|---|-----------|-------------------------|
| ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の運営 | 田辺スポーツパーク陸上競技場（ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設）において、和歌山県立医科大学等の関係機関・団体との連携により選手・関係者のサポートに取り組む<br><br>指定期間 R 3. 4. 1～R 4. 3. 31<br>指定競技 パラリンピック陸上競技<br>利用者 日本パラ陸上競技連盟、日本知的障がい者陸上競技連盟及び日本ブラインドマラソン協会の強化・育成指定選手 | 5,922     | 体育施設管理費<br>P199～P201    |
| 学校給食の運営                     | 子供の健全な心身の成長を図るため、衛生的で安全な学校給食を実施する<br><br>共同調理場 3か所（小学校6校、中学校6校）<br>自校式調理場 9か所（小学校7校、中学校2校）<br>114,716千円<br><br>城山台学校給食センター<br>（小学校12校、中学校6校、保育所1園、幼稚園4園）<br>355,448千円                                 | 470,164   | 学校給食費<br>P202～P203      |
| 国民健康保険事業特別会計繰出金             | 国民健康保険事業の健全化対策等の繰出し<br>①保険基盤安定 543,689千円<br>②職員給与費等 189,502千円<br>③出産育児一時金等 26,600千円<br>④財政安定化支援事業 124,450千円<br>⑤運営費その他 32,878千円<br>⑥診療施設勘定 8,945千円  | 926,064   | 国民健康保険事業特別会計繰出金<br>P206 |
| 後期高齢者医療特別会計繰出金              | 後期高齢者医療事業への繰出し<br>①事務費等 36,572千円<br>②保険基盤安定 312,958千円<br>③療養給付費等 862,573千円<br>④職員給与費等 14,257千円<br>⑤運営費その他 31,951千円  | 1,258,311 | 後期高齢者医療特別会計繰出金<br>P206  |
| 介護保険特別会計繰出金                 | 介護保険事業への繰出し<br>①介護給付費 1,058,082千円<br>②地域支援事業費 96,082千円<br>③職員給与費 111,662千円<br>④保険料軽減負担金 166,505千円<br>⑤事務費 132,789千円   | 1,565,120 | 介護保険特別会計繰出金<br>P206     |
| 四村川財産区特別会計繰出金               | 四村川財産区公衆浴場整備事業への繰出し   | 10,000    | 四村川財産区特別会計繰出金<br>P207   |
| 水道事業会計繰出金                   | 旧簡易水道事業に係る水道事業への繰出し<br>①簡易水道事業債の元利償還金 212,020千円<br>②水道事業債の元利償還金 829千円<br>③災害復旧費 4,200千円<br>④営業費用 20,000千円   | 237,049   | 水道事業会計繰出金<br>P207       |